

前期アクションプラン（素案）について

ウ 重点施策（素案）

目次

第 5 回 審議会からの主な変更点	2
1 重点施策体系	3
2 重点施策ページの見方	5
3 重点施策	7
(1) 子育て・教育政策	7
(2) 健康・福祉政策	21
(3) 産業・観光・文化政策	35
(4) まちづくり政策	45
(5) 安心安全政策	57
(6) 環境政策	65
(7) 共生・共創・行財政政策	71
4 成果指標一覧（参考）	79

第 5 回審議会からの主な変更点

・重点施策（案）の分割について

以下のとおり、2 つの重点施策をそれぞれ 2 分割し、計 4 つの重点施策に分割しました。これにより、重点施策の数は 34 から 36 に変更になりました。

変更前	変更後	変更の趣旨
【子育て・教育政策】 子どもの成長に応じた学校教育の充実	【子育て・教育政策】 幼児教育・学校教育の充実	学校教育に関する重点施策を 1 つに整理していたが、幼児教育や不登校やいじめなど、一人ひとりに寄り添った教育を推進するため重点施策を 2 つに分割しました。
	【子育て・教育政策】 一人ひとりに寄り添う教育の推進	
【子育て・教育政策】 子ども・青少年の心身の育成	【子育て・教育政策】 児童・生徒の健全な心身の育成	取り組みについて具体的に記載するため、施策の対象を「児童・生徒」と「子どもから若者」に分割するとともに、対象ごとの取組を整理し、重点施策を 2 つに分割しました。
	【子育て・教育政策】 子どもから若者までの支援の充実	

・重点施策（案）の名称変更について

以下のとおり、1 つの重点施策について名称を変更しました。

【まちづくり政策】 魅力ある市街地の整備	【まちづくり政策】 魅力ある市街地の形成	物理的な環境の整備以外の取組も含めた施策とするため変更しました。
-------------------------	-------------------------	----------------------------------

1. 重点施策体系

伊勢崎市将来ビジョン

えがお咲く未来へ 持続

政策

1
子育て・教育

2
健康・福祉

3
産業・観光・文化

政策のゴール

未来の担い手が育ち、
全ての人々が成長し続け
られるまち

誰もが健康で互いに支
え合いながら生き生きと
暮らせるまち

経済の好循環が生まれ、
活気にあふれ人が集え
るまち

重点施策

1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5
子どもを産み育てる環境づくりの推進	幼児教育・学校教育の充実	一人ひとりに寄り添う教育の推進	児童・生徒の健全な心身の育成	子どもから若者までの支援の充実	生涯を通じた学びの機会の充実	誇れる文化財の保護・継承	健康づくりと疾病予防の推進	地域医療体制の充実	社会保険制度の健全な運営	スポーツを楽しむ環境づくりの推進	地域の支え合いによる福祉の増進	高齢者の生き生きとした暮らしの推進	障害者への支援の充実	商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進	企業誘致の推進と販路拡大の促進	効率的かつ安定的な農業の推進	特長のある観光の創出と振興	文化活動の継承と振興

可能な共生都市 いせさき



※修正箇所を赤字で示しています

2. 重点施策ページの見方

政策名

政策の名称です。

子育て・教育政策

重点施策名

重点施策の名称です。

重点施策 1-1 子どもを産み育てる環境づくり

目指す姿

重点施策の推進によって実現する5年後の市の姿を記述しています。

○ 目指す姿

家庭のライフスタイルや地域コミュニティの在り方など出産・子育てを取り巻く変化に柔軟に対応した環境の中で、希望する方が安心して子どもを産み育てることができています。

○ 現状と課題

- ✓ 女性の社会進出による結婚年齢の上昇と、出産・子育てへの漠然とした不安により晩産化が進んでいます。妊娠・出産期に係る相談体制の強化と健康面の支援の充実が求められています。
- ✓ 出産・子育てに関する経済的負担の軽減が課題となっており、各種助成制度の充実や就労と子育てを両立できる環境づくりが必要です。
- ✓ 核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立が課題となっています。親同士の交流の場や、未就園児が他児と関わる場づくりが求められています。



○ 施策の展開方針

方針1: 妊娠前から産後までの切れ目ない支援の実施

妊娠前から産後までのそれぞれのステージにおいて切れ目ない支援を行うことで、子どもを産み育てることへの不安を解消します。

方針2: 多様なライフスタイルに対応した保育環境の整備

夫婦共働きや一人ひとりの働き方の変化に柔軟に対応できる保育環境を整備するとともに、様々な用途で使用できる一時預かりサービスを展開することで育児の負担を軽減します。

方針3: 子育て世帯の孤立防止

子育て世帯の交流の場や情報交換の機会を創出し、親子ともに他者との関わりをもつことで、子育てに関する負担軽減や子どもの成長を促します。

現状と課題

市をとりまく社会動向や、本市において特に取り組むべき課題を記述しています。

施策の展開方針

5年後の目指す姿の実現に向けた、**方針**を記述しています。
現状と課題を考慮して方針を掲げています。

注釈

市民に馴染みのない用語等については、注釈を設け補足します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

妊娠支援事業	不妊治療を行う夫婦を対象に治療に係る費用を助成することで、経済的な負担の軽減を図ります。
出産支援事業	妊娠期から出産期にある家庭を対象に、オンライン相談などを含めた充実した保健相談等の支援を行うことにより、出産前後の母親の心身の負担軽減を図ります。

方針2に基づく事業

市立保育園運営事業	多様な保育ニーズに対応するため、延長保育の拡充や休日保育の充実を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備します。
多様な一時預かり事業	在宅で子育てをする世帯を対象に、様々な用途で利用できる子どもの一時預かりやベビーシッターサービスを提供することにより、保護者の心身の負担軽減を図ります。
病児・病後児保育拡充事業	病児・病後児保育施設を充実させることで、保護者が安心かつ容易に子どもを預けることができるようにします。

方針3に基づく事業

子育て世帯交流促進事業	子育て世帯を対象としたイベントの開催により親同士、子ども同士の交流を推進するとともに、子育て全般に関する相談支援を行います。
子育て応援アプリ事業	子育て世帯を対象に専用アプリによる情報発信や、掲示板機能による情報交換サービスの提供など情動的支援を行い、孤立を防ぎます。

○ 成果指標

方針	指標名 (単位)	現状地 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	子育て世代包括支援センター相談件数	●●件	○○件	
方針2	伊勢崎市で今後も子育てしたいと思う割合	●●%	○○%	
方針3	子育て世帯向けイベント参加者数	●●人	○○人	

○ 関連計画

子ども子育て支援計画

重点的に取り組む事業

5年後の目指す姿の実現に向けて重点的に取り組むべき事業を**方針ごと**に掲げています。関連する事業をすべて記載するのではなく、目指す姿の実現に向けて影響力の大きい事業を記載しています。

成果指標

進捗状況を測る指標です。**方針ごと**に設定します。

関連計画

総合計画と一体的に推進する施策に関連する主な計画などを掲載しています。今年度中に策定（改訂）をする予定の計画は末尾に（案）を記載しています。

3. 重点施策

子育て・教育政策

重点施策 1-1 子どもを産み育てる環境づくりの推進

○ 目指す姿

家庭のライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心して子どもを産み育てることができています。

○ 現状と課題

- ✓ 晩婚化や出産の高齢化、未婚化などにより少子化が課題となっています。様々なライフスタイルの人が安心して子どもを産み育てられるよう妊娠、出産、子育てに係る相談体制や母子の心身の健康への支援の充実、子育て世帯への経済的な支援の継続が求められています。
- ✓ 共働き世帯の増加や、育児の孤立化などによる保育ニーズの多様化に伴い、子育て世代の状況に寄り添った子育て環境の整備が求められています。同時に、現場における深刻な人手不足への対応が必要です。
- ✓ 就労形態やライフスタイルの多様化などを背景に、人と人、人と地域との関わりが希薄化し、子どもや子育て世帯の孤立化が課題となっています。親子とも、地域における関係づくりの支援が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1:結婚、出産、子育てまでの切れ目のない支援

妊娠から出産、子育てまでのそれぞれのステージにおいて、子どもを産み育てることへの不安を軽減できるよう、相談体制の充実や経済的支援などにより、子育て世帯への切れ目のない支援を行います。

方針2:子育て環境の整備と施策の充実

多様なニーズに応じて、子育て世帯が安心して利用できる子育て環境の整備を行うとともに、保育業務等に携わる人が安心して継続的に就労できるような施策の展開を行います。

方針3:交流の場や情報交換の機会の充実

児童厚生施設をはじめとする様々な施設が子どもにとっては健全な遊びの場や安心安全な居場所となるよう、保護者にとっては気軽に情報交換や交流をすることのできる場となるよう、更なる質の向上に努めます。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

妊娠支援事業	不妊治療を受ける夫婦を対象に、治療に係る費用を助成することで経済的な負担の軽減を図ります。
乳幼児健康診査・事後支援事業	全ての子どもを対象とする健康診査・健康相談、発達支援等を実施することにより、疾病の早期発見と発達支援体制を築き、子どもの健やかな成長を促し、保護者の子育て不安を軽減します。
こども家庭センター事業	妊産婦及び乳幼児等の実情の把握や各種相談に応じ、必要な情報提供や保健指導等を行いながら、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応からヤングケアラーを含む困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的として、妊娠や出産、子育て家庭に対する相談支援を実施します。
福祉医療費	医療費の一部負担金を市が福祉医療費として負担することにより、必要な医療を安心して継続的に受けられる子育て環境の充実を図ります。

方針2に基づく事業

民間保育施設対策事業	保育ニーズに対応した保育環境の整備及び保育業務に携わる人への支援のため各種補助事業の充実化を図ります。また、保育業務のICT化等による施設運営の支援を図ります。
民間保育所施設整備事業	待機児童が発生しないよう、保育ニーズに対応した適切な民間保育施設の整備を図ります。
放課後児童健全育成事業	全ての希望者が放課後児童クラブを利用ができるような受け皿の調整を行うとともに、働き手の確保のための処遇改善に努め、保育の質の向上を図ります。

方針3に基づく事業

児童厚生施設管理運営事業	子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境整備を目的として、適切な行事・催しの開催や居場所の提供を図ります。また、子育て支援情報の提供や親同士の交流が促進されるような事業に取り組みます。
--------------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	3歳児健康診査受診率	95.2%	96.5%	
方針2	保育所等及び放課後児童クラブの待機児童数	待機児童なし	待機児童なし	
方針3	児童センター・児童館の利用者数	171,622人	180,000人	

○ 関連計画

第3期子ども・子育て支援事業計画(案)

子育て・教育政策

重点施策 1-2 幼児教育・学校教育の充実

○ 目指す姿

グローバル化やAI等の技術の進展といった変化の激しい社会を生き抜くために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力に加え、学びに向かう力等の非認知能力※を身に付けている子どもが育っています。

○ 現状と課題

- ✓ 公立幼稚園において園児数が減少傾向にある一方、学校教育の基盤となる幼児教育の一層の充実、保護者への相談機関としての役割等が求められています。
- ✓ 市独自の取組である小中一貫英語プログラム、伊勢崎ふるさと学習※等、特色ある教育を推進するとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、子どもが主役となる教育活動を実践していくことが求められています。
- ✓ 地域のよさに気づき、社会とつながりながら学び続け、地域社会に参画しようとする意欲を育成するために、地域・家庭との一層の連携が求められています。
- ✓ 四ツ葉学園中等教育学校における教育課程の実践を通じた成果と課題を基に、これからの未来と世界で輝く人材育成を行うことが求められています。



○ 施策の展開方針

方針1：公立幼稚園の取組の一層の充実

これからの時代を生き抜く子どもの姿を見据え、公立幼稚園における体験や遊びを通した学びを重視し、保護者の子育て支援を推進します。また、他の幼児教育施設、小学校との連携を推進していきます。

方針2：主体的な学びの推進

個別最適な学びと協働的な学びを視点とした授業改善を行うとともに、ICT機器等を効果的に活用しながら、非認知能力の育成を図り、自分の興味関心に応じた一人ひとりの主体的な学びを推進します。

方針3：地域や関係機関との連携

地域の教育力を生かした学校運営の推進に向け、学校運営協議会※等を活用した地域との連携の拡充や、関係部局等との連携の強化を図ります。

方針4：中等教育学校の特徴を活かした教育課程の展開

地域や世界で活躍できる人材の育成のために、引き続きキャリア教育、グローバル教育を充実させるとともに、SDGsの考え方に基づいた「みらい探究」の実践等に努めます。

※非認知能力：「失敗を恐れない心」や「人と関わる力」、「自分で考え、行動する力」等、子どもたちが持っている力を発揮するために大切な能力

※伊勢崎ふるさと学習：地域の歴史や文化、自然などの地域の教育資源を活用し、地域のよさを学ぶ学習

※学校運営協議会：保護者や地域住民と学校、教育委員会とが、学校の教育目標の設定や達成に協働して責任を果たす仕組み

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

ふたばすくすく プラン推進事業	公立幼稚園が地域における幼児教育センターとして、幼児一人ひとりの発達に応じた援助やプレ幼稚園等による保護者への子育てに関する支援の充実、架け橋プログラムの実施による学校教育との連携を推進します。
--------------------	---

方針2に基づく事業

学校教育構想 推進事業	各教科や領域の学習、学校行事等の教育課程全体において、非認知能力の育成を図ることにより、自ら考え、判断し、行動できる子どもの育成に努めます。
学校教育情報 化推進事業	学習者用端末を計画的かつ効果的に活用し、自律的な学習者を育てるとともに、校務のICT化を推進します。

方針3に基づく事業

学校教育構想 推進事業	地域の実態に応じたコミュニティ・スクール※の拡充、カリキュラム・パートナー※や「未来力」学習講座の充実等を推進します。
----------------	---

方針4に基づく事業

中等教育学校 教育振興事業	中等教育学校の特徴を活かした計画的、継続的な教育に取り組み、確かな学力と豊かな人間性の育成を重視し、社会に貢献できるグローバル人材を育成します。
------------------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状地 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	検討中			
方針2	学校の授業内容が分かると感じている児童・生徒の割合	小学校 94.2% 中学校 87.4%	小学校 95% 中学校 90%	
方針3	自分の住んでいる地域を誇りに思っている児童・生徒の割合	90.4%	93%	
方針4	四ツ葉学園における特色ある教育活動の満足度	97.6%	100%	

○ 関連計画

第3期教育振興基本計画(案)

※コミュニティ・スクール: 学校運営協議会を設置している学校。地域の皆さんと保護者・学校がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映し、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校」を進める仕組み。

※カリキュラム・パートナー: 本市が協定を結んでいる企業や大学が有する人的・物的教育資源。

重点施策 1-3 一人ひとりに寄り添う教育の推進

○ 目指す姿

多様な特性や価値観、文化的背景を認め合う幼稚園・学校づくりの推進により、全ての子ども達が安全安心な環境の下で共に学び、互いのよさを大切に、自分らしく成長できる子どもが育っています。

○ 現状と課題

- ✓ 不登校、いじめ、ヤングケアラー等の悩みを抱える子どもに対し、市と学校、関係機関とで情報共有を図りながら、個に応じた支援を実施することが、より一層求められています。
- ✓ 障害や国籍、ジェンダー等、様々な特性を抱える子どもや保護者に寄り添い、一人ひとりに適した支援の充実を図ることが、より一層求められています。
- ✓ 子どもが安全・安心に学校生活を送る上で、地震や火災、熱中症等から身を守ることに加え、心理的安全を確保できる環境の整備が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1: 未然防止、早期発見に向けた支援の充実

不登校、いじめ、ヤングケアラー等の未然防止や早期発見に向けた「生活アンケート」等の実施による適切な実態把握に努めるとともに、実態を踏まえた園内および校内の支援体制の構築や、関係機関と連携し子どもに寄り添った支援の充実を推進します。

方針2: 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実

個々の支援体制の拡充、ICT機器の効果的な活用等により、発達支援や日本語指導を必要とする子どもの実態に応じたきめ細やかな支援の充実に努めます。

方針3: 学校施設の整備充実

学校施設の老朽化や熱中症等の対策、子どもの心理的安全性を図るため、学習環境の改善や安全・安心な教育環境づくりを進め、計画的な学校施設の整備に努めます。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

不登校対策事業	これまでの学校風土を転換し、全ての子どもの発達を支える日常的な働きかけに努めるとともに、関係機関との連携を推進し、子どもと教師の絆づくりや子どもの心の居場所づくりの充実を図ります。
学校教育構想事業	人間関係や生活上の課題を把握する心理検査等の実施や、教師の日常的な実態把握に基づいた支援を行うとともに、子どもが主体的に話し合う「子ども未来会議」等の実施により、不登校やいじめの未然防止、早期発見を図ります。

方針2に基づく事業

インクルーシブ教育※推進事業	一人ひとりが自分に合った学習機会が得られるよう、子どもの特性を尊重し、個々の教育的ニーズに応じながら、共に学ぶ教育環境の整備に努めます。
学校教育構想事業	外国籍児童生徒学校生活支援助手の拡充やICT機器の効果的な活用により、日本語の習得状況に応じた支援体制の充実に努めます。

方針3に基づく事業

学校施設長寿命化改修事業	よりよい教育環境を保つために、必要に応じた教室の確保を重点に計画的な学校整備や地域防災拠点としても配慮した安全で安心して利用できる施設整備に努めます。
学校体育館等空調設備整備事業	学校の体育館は、学習・生活の場であるとともに災害発生時には地域の避難所となることから、熱中症対策としての空調設備の設置を行い教育環境の改善を図ります。
不登校対策事業	スペシャルサポートルーム※の設置により、不登校傾向や学校生活に不安を抱いている子どもが、安心して学習や生活できるよう支援に努めます。

○ 成果指標

方針	指標名	現状地 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	自分の悩みや課題について先生や友達に相談できる児童・生徒の割合	79.1%	85%	
方針2	特別支援教育研修講座の参加のべ人数(全3回)	238人	300人	
方針3	学校体育館の空調機設置率(設置完了施設数/対象施設数)	0%	100%	

○ 関連計画

第3期教育振興基本計画(案)

学校施設長寿命化計画(個別施設計画)

※インクルーシブ教育:様々な特性を抱える子どもを含む全ての子どもが、可能な限り同じ場で共に学び、その能力を最大限発揮できる環境の提供を目指す教育システム

※スペシャルサポートルーム:クラスに入れない子どもや気持ちを落ち着かせたい子どもが利用できる、校内で安心して過ごしたり、学習したりできる居場所

重点施策 1-4 児童・生徒の健全な心身の育成

○ 目指す姿

健康教育の充実、栄養バランスのとれた豊かな給食の提供や食育の充実及び安全対策の強化により、安全・安心で生き生きとした生活を送ることができるとともに、自分たちの命は自分たちで守るという安全への高い意識を持った児童、生徒が育っています。

○ 現状と課題

- ✓ 社会環境や生活様式の急激な変化により、児童生徒の生活習慣の乱れ、薬物乱用、肥満、メンタルヘルス等の心身の様々な健康課題への対応が求められています。
- ✓ 食育の中核を担う学校給食は、発育期にある児童生徒の心身の健全な発達に欠かせないものであり、献立の内容等についての充実が求められています。
- ✓ 安全安心な生活を送ることができる環境整備や児童生徒が交通事故、災害、不審者等の様々な危険に対する回避能力の育成が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1: 健康教育の充実

家庭や関係機関と連携し、自分自身の健康状態に関心を持ち、様々な健康課題に対して解決・改善できるような資質・能力を身に付け、健康の保持増進に取り組む意欲を育みます。

方針2: 食育の充実

学校給食において献立の工夫や食育指導に取り組むとともに、食物アレルギー対策や調理場の衛生管理を徹底し、安全安心な学校給食を安定的に提供します。

方針3: 安全教育の充実

日常生活に潜む様々な危険を予測させ、自分たちの命は自分たちで守るという安全意識を高めるとともに、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、交通安全、防災、不審者への対策を強化します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

学校保健充実事業	日常の健康観察や健康診断に基づく保健指導を適切に行うことにより、望ましい生活習慣を確立するとともに、子どもたちが主体的に心身の健康の保持増進や感染症、熱中症等の予防に取り組めるよう、健康教育を推進します。
----------	--

方針2に基づく事業

学校給食充実事業	行事食や日本各地の郷土料理、世界の料理などの献立の作成をするともに、市内産農産物を積極的に使用し、生産者と子どもたちをつなぐなどして食育の充実に努めます。また食物アレルギーの対象食品を明示した献立を作成し、個別相談を行い事故防止に努めるとともに不安の解消を図ります。学校給食費の無償化については段階的に実施します。
----------	---

方針3に基づく事業

児童生徒の安全対策事業	危険回避能力の育成を図る安全教育を推進するとともに、関係機関と連携して通学路の安全点検を実施し、交通安全の確保を図ります。また、実践的な防災教育と効果的な避難訓練により、防災意識を強化します。さらに、日常的な安全指導を徹底し、不審者への適切な対応能力の育成を図ります。
-------------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	児童生徒の朝食摂取率	94.5%	96%	
方針2	市内産食材の使用量比率	44.4%	50%	
方針3	小中学校対象の応急手当講習の実施校	11校	35校	

○ 関連計画

第3期教育振興基本計画(案)

重点施策 1-5 子どもから若者までの支援の充実

○ 目指す姿

子どもから若者までが社会参加や活動を通じた知識の習得と、それぞれに応じた適切な支援を受けて、自立して生きる力が養われ、よりよい未来を創り出す次代を担う人材が育っています。

○ 現状と課題

- ✓ 若者などを取り巻く社会環境は、インターネットやSNSの普及により、有害情報の氾濫等が及ぼす問題が深刻化しており、地域ぐるみの健全な心身の育成と環境づくりが求められています。
- ✓ 遊びや活動が変化、する生活環境の中で、社会参加の機会が減少しています。また、ニートや引きこもり等、若者やその家族などが抱える悩み等も、複雑化しており、相談体制の整備、充実が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1：地域ぐるみの健全な心身の育成と環境づくり、社会活動への参加

青少年関係団体や関係機関等と連携を図り、青少年を取り巻く環境整備を推進するとともに、世代間の交流等を通じて子どもや青少年が参加できる体験活動等の機会を提供します。

方針2：相談体制の整備、充実及び適正な援助

気軽に相談できる電話、面接、メール等による相談体制の充実を図り、学校や関係機関との更なる連携により、適切な助言や支援機関の情報提供を行います。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

青少年対策事業	青少年関係団体と地域、行政、学校、家庭が一体となって連携することにより、子どもたちが健全に育むことのできる環境づくりに地域ぐるみで取り組むとともに、子どもたちが安心して体験活動や社会参加活動に参加できる機会を提供し、豊かでたくましい心身の育成に取り組めます。
---------	---

方針2に基づく事業

青少年指導センター運営事業	若者などからの電話、面接、メール相談など様々な形態で相談体制を充実させ、自立して健全に生活できるように適切な助言や支援機関の情報提供を通じた支援に取り組めます。
---------------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	体験活動等への参加者数	5,094 人	5,000 人以上	
方針2	青少年指導センター相談件数	194 件	215 件	

○ 関連計画

なし

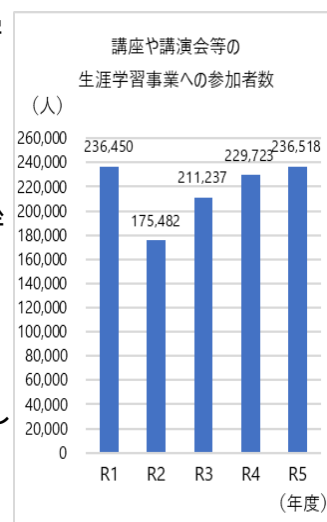
重点施策 1-6 生涯を通じた学びの機会の充実

○ 目指す姿

あらゆる世代のニーズにあった学びの機会が充実し、学びの成果を自己実現や地域に生かすことで、学びあい、支えあい、高めあう、学びの循環をつくり、充実した生活を送ることができています。

○ 現状と課題

- ✓ 学びを通じて充実した生活を送るため、芸術、スポーツ、趣味等において、得た学びが新たな学習意欲や自己実現へつながり、さらに学びたいと知的欲求が高くなっています。公民館等で様々な講座を開催していますが、より充実した事業の実施が求められています。
- ✓ 地域と学校が連携・協働し子ども達の成長を支えていく中で、人とのつながりや絆の必要性が求められています。今後は幅広い世代の参画により、地域全体で子ども達の成長を支える必要があります。
- ✓ 生涯学習施設※は施設の老朽化が進んでおり、伊勢崎市図書館については、現代の図書館に求められる多様なサービスの提供が困難な状況にあります。安心してより快適に利用できる環境づくりのため、計画的な整備が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1: 多種多彩な学習機会の充実

公民館や図書館、まゆドーム等で、講座や自然体験等を実施し、大学とも連携し多種多彩な学習機会を提供します。また、学習した方が、地域で学びを実践し学ぶ楽しさを地域へ還元する支援を行います。

方針2: 地域学校協働活動の推進

地域と学校の連携・協働を積極的に進め、幅広い世代の地域住民等の参画を促し、子どもの居場所づくりや地域で子どもを育てる環境を整えます。また、異なる国籍や文化を尊重し合い、共に学び活動できる機会の提供を行います。

方針3: 生涯学習施設の適正な維持管理の推進

公民館や図書館などの生涯学習施設を計画的に整備し、利用者が安心して快適に利用できる環境を整えます。

※生涯学習施設:ここでは、図書館及び生涯学習課が管理する公民館や集会所などをさす。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

生涯学習推進事業	市民に対し出前講座、まなびい先生 ※事業を実施し、学びの場の提供を行うことで、1行政区1楽習 ※の推進を図ります。
公民館管理運営事業	市民に対し学習ニーズにあった学級・講座等を実施し、オンライン申請などを充実することで、より多くの学習機会を提供します。サークル活動等を通して、社会参加の場を提供し、学びのつながりをつくれます。
まゆドーム親子ふれあい事業	子どもやその保護者に対し、環境学習や体験学習の場を提供することで、親子のふれあいや世代間の交流を図ります。
読書の街いせさき推進事業	市民が正しい知識を得て課題を解決し、心豊かな生活を送れるよう、図書館から幅広い情報を提供・発信するとともに、快適に本に親しめる場を提供します。

方針2に基づく事業

生涯学習推進事業	普段得ることができない経験を通じた成長を促すため、児童・生徒等に対して社会活動や体験学習の機会の充実を図ります。
公民館管理運営事業	様々な人との出会いや社会とつながる経験を通して子ども達の成長を促すため、学校・家庭・地域が協働する地域全体で子どもを育てる環境の整備を図ります。
読書の街いせさき推進事業	公共図書館が学校図書館との連携を通じて学校の教育活動を支援することで、本と出会う機会の充実と学びの提供を行うことができ子ども達の成長を促します。

方針3に基づく事業

生涯学習施設整備事業	計画的な整備の推進、長寿命化の推進を行うことで、利用者が安心して快適に施設を使い、知の拠点として学ぶことができ、心豊かな生活を送ることを目指します。
------------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	講座や講演会等の生涯学習事業への参加者数	236,518 人	256,000 人	
方針2	子ども向け事業の参加者数	11,082 人	13,000 人	
方針3	生涯学習施設の利用者数	887,021 人	1,200,000 人	

○ 関連計画

第3期教育振興基本計画(案) 生涯学習課所管施設個別施設計画

図書館課所管施設個別施設計画

※まなびい先生:専門的な知識、技能等を持つ人がボランティア登録し、教えあいや学びを通して、地域づくりや仲間づくりを進めていく、生涯学習支援ボランティア。

※1行政区1楽習:各行政区の学習活動を支援する事業。楽しく学ぶことを目的に「楽」習としている。

重点施策 1-7 誇れる文化財の保護・継承

○ 目指す姿

市民の宝である文化財の保存や活用、調査研究が進み、市民がこれらに触れる機会が増えています。それぞれが学び、学んだことを地域に還元することで、文化の継承に役立ち、郷土への愛着が育まれています。

○ 現状と課題

- ✓ 歴史文化に対する関心は増していますが、学ぶ機会が少ないのが現状です。ふるさと意識の醸成や次世代への継承に繋げるため、文化財の調査研究とそれに基づく保存活用、十分な情報発信などが求められています。
- ✓ 歴史資料が分散し、資料の適正な保管・活用が十分ではないため、資料の整理や集約化を行い、快適に学べる環境作りが必要です。



○ 施策の展開方針

方針1: 文化財の調査研究と情報発信

歴史的建造物や遺跡、歴史資料、有形・無形民俗文化財※などの調査研究を進め、必要に応じて指定などの保存措置を講じます。また、わかりやすい情報発信を行い、地域の文化財を後世に伝えていきます。

方針2: 文化財の保存活用

世界遺産田島弥平旧宅※や国史跡である女堀※、上野国佐位郡正倉跡※、十三宝塚遺跡の保存、活用のための整備を進めるとともに、文化財ボランティアの育成を進め、これらを活用した学びの推進を図ります。

方針3: 文化財施設の整備・充実

歴史資料を適正に保管・活用するための文化財収蔵庫や赤堀歴史民俗資料館、田島弥平旧宅案内所などの環境整備や長寿命化により、快適に学べる環境作りを推進します。

※有形・無形民俗文化財: 衣食住や年中行事に関する風俗慣習、民俗芸能(無形民俗文化財)やこれらに使用される衣服や道具(有形民俗文化財)などの文化財。

※史跡田島弥平旧宅: 蚕の飼育法「清涼育」を完成させた田島弥平が、文久3年(1863年)に建築し近代養蚕農家の原型となった建物。(世界遺産・国史跡)

※史跡女堀: 12世紀中頃に開削された農業用水路跡で、前橋市上泉町から田部井町まで総長13kmにも及ぶ。工事が中断され、未完成のまま残された堀。(国史跡)

※史跡上野国佐位郡正倉跡: 殖蓮小学校周辺で確認された奈良・平安時代の役所跡。全国で初めて八角形倉庫が検出され、これが古代の文献の記載とも一致した。(国史跡)

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

地域文化財資源保存活用推進事業	文化財調査委員会に指導を仰ぎながら、指定文化財の保存や管理、調査研究を推進するとともに、埋もれた文化財にも光をあて、地域の歴史をより鮮明にしていきます。
歴史民俗資料館運営事業	市民に対して資料の展示や市内文化財の情報を発信し、学びの機会を提供することで、文化の伝承やふるさと意識の醸成を図ります。
市史編さん事業	本市の歴史や文化、自然に関わる資料収集や調査研究を進め、新たな市史を編さんします。その成果を広く還元するために情報発信にも努め、郷土愛を育みます。

方針2に基づく事業

史跡田島弥平旧宅整備活用事業	建物調査や史資料調査などを行いながら、史跡整備を進めます。これらを広く公開することで、地域の特徴ある歴史を学ぶ機会を提供します。
史跡女堀保存整備活用事業	史跡女堀花しょうぶ園としても著名であり、史跡が市民の歴史と自然に触れる憩いの場となるよう整備工事を行います。
史跡上野国佐位郡正倉跡保存整備活用事業	史跡の公有地化を図り、遺跡の保存を促進するとともに、史跡の全体像を把握するための調査を進めながら、それらの成果を市民に還元し、郷土愛を育みます。
歴史民俗資料館運営事業	展示解説や体験学習を補助するボランティアを育成することで、資料館と地域を結び、地域社会の活性化につなげていきます。

方針3に基づく事業

文化財所管教育施設整備事業	文化財所管施設の計画的な長寿命化を推進するため、整備や改修を進め、市民が快適に学べる環境を整えます。
---------------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	指定・登録文化財件数	149 件	160 件	
方針2	文化財活用事業への参加者数	9,808 人	15,000 人	
方針3	文化財所管施設入館者数	9,478 人	14,000 人	

○ 関連計画

第3期教育振興基本計画(案) 市史編さん基本計画 文化財保護課所管施設長寿命化計画

健康・福祉政策

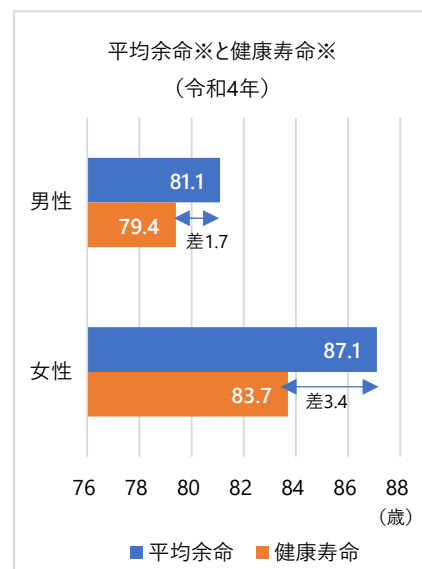
重点施策 2-1 健康づくりと疾病予防の推進

○ 目指す姿

全ての人が自身や大切な人の健康を気遣い、心身ともに健やかであり続けられるよう健康づくりに努めています。

現状と課題

- ✓ 高齢化の進行に伴い、健康への関心が高まっています。市民が主体的に健康づくりを始めるための正しい情報の提供や環境整備が必要となっています。また、健康づくりを継続できるよう適切な支援が必要です。
- ✓ 悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が死亡原因の上位を占めています。これら生活習慣病の早期発見・早期対応と重症化予防に向けた効果的な対策を推進する必要があります。
- ✓ 社会環境の変化などに伴うストレスや悩みからうつ病などのこころの病気を抱える人が増えています。悩みに対応できる身近な相談体制の充実と強化が必要です。



○ 施策の展開方針

方針1: 市民の主体的な健康づくりへの支援

健康寿命の延伸に向けて、疾病の一次予防に重点を置いた健康づくりを推進し、地域と行政が一体となり、市民の健康意識を高め、健康づくりの場の提供と健康情報の発信を行います。

方針2: 疾病の早期発見、早期対応と重症化予防

各種健(検)診等の実施体制の整備と受診率向上対策、正しい知識の普及啓発を継続し、疾病の早期発見や重症化予防に努めます。

方針3: こころの健康づくりへの支援

命やこころの健康に関する正しい知識の普及啓発及び人材育成に努めるとともに、関係機関と連携し、生きる支援として自殺対策を推進します。

※平均余命: ある年齢の人が、その後何年生きられるかの期待値であり、ここでは0歳での平均余命を示す。

※健康寿命: 日常に介護を必要としない、自立した生活ができる生存期間のこと。ここでは、日常生活動作が自立している期間の平均(平均自立期間)を使用。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

健康づくり推進事業	SNS等を活用した健康情報の発信や健康づくりの場の提供、電子地域通貨を活用した健康ポイントの導入に取り組めます。また、地区組織との協働により、日常生活の中で健康を意識する機会を増やし、自然に健康になれるような環境を整備します。
-----------	---

方針2に基づく事業

疾病予防対策事業	SNS等を活用した生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発と、各種健（検）診や健康相談により、疾病の早期発見と重症化予防に努めます。また、がん検診受診者全員に対し精検受診の必要性を周知するとともに、精検未受診者に対し受診勧奨を行い、がんの早期発見・早期対応につなげます。さらに電子申請を活用した検診予約の導入に取り組めます。
感染症予防事業	アプリの活用等を含む適正かつ円滑な定期予防接種を推進し、感染症の発生及びまん延の防止と重症化予防に取り組めます。

方針3に基づく事業

精神保健事業	SNS等を活用したこころの健康に関する啓発や、ゲートキーパー※の育成により、自殺予防について知識や理解がある人を増やし、自殺対策を推進します。
--------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	健康寿命 (平均自立期間)	男 79.4 歳 女 83.7 歳 (令和4年)	男 79.5 歳 女 84.1 歳 (令和9年)	
方針2	がんの75歳未満年齢調整死亡率※	64.7 (令和4年)	59.4 (令和9年)	
方針3	自殺死亡率※	25.5	12.0	

○ 関連計画

「健康いせさき21(第3次)」健康増進計画・食育推進計画(案) 第2次自殺対策推進計画

※ゲートキーパー: 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

※年齢調整死亡率: 年齢構成の異なる集団について、死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率(人口10万人当たりの死亡者数)。

※自殺死亡率: 人口10万人当たりの自殺者数。

健康・福祉政策

重点施策 2-2 地域医療体制の充実

○ 目指す姿

十分な医療従事者が確保され、高度な医療の提供と医療機関等が連携して地域内で完結する医療提供体制が整い、いつでも安心して安全な医療を受けることができます。

○ 現状と課題

- ✓ 本市では、病院や診療所、歯科診療所で地域医療体制が維持されています。今後さらに、診療情報の発信や群馬県地域医療構想※を踏まえた医療機関の連携強化、効率化のためにデジタル化推進の支援などの取組が必要です。また、一次救急医療※機関として伊勢崎佐波医師会病院に休日夜間急患センターを設置し、二次救急医療※機関としては市内8病院で救急患者を受け入れる体制を整えています。今後もその充実を図っていく必要があります。
- ✓ 伊勢崎市民病院は、急性期医療を担う公立病院として、救急医療や高度医療、がん診療などの良質な医療の提供が求められています。また、地域の医療機関の状況、医療圏の動向、高齢者の医療介護需要の増加などの環境の変化に柔軟に対応することが必要とされています。



○ 施策の展開方針

方針1：医療提供・救急医療体制の充実

関係機関や地域の医療機関との連携強化やデジタル化推進の支援を実施し、市民が地域で安心安全な医療サービス及び救急医療を受け続けられる体制を目指します。

方針2：伊勢崎市民病院の医療提供体制の整備

医療従事者の確保を図るとともに高度な先進医療を提供するための医療器械器具の整備やデジタル技術の活用により、いつでも安心して安全な医療を受けられる医療提供体制を整備します。

※一次救急医療：入院や手術の必要がなく、帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療

※二次救急医療：生命の危険は少ないが、入院や手術が必要な患者に対する救急医療

※地域医療構想：将来の医療ニーズに対応する医療体制をつくるため、地域の医療機関の役割分担や連携の仕組みを構築する取組

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

医療機関の連携支援と情報の周知事業	病院や診療所などの特色や機能の情報提供や、かかりつけ医を持つことの啓発を通じて、市民が適切な医療サービスを受けられるようにします。
病院・休日夜間診療事業	病院群輪番制 [※] を効率的に運用するとともに、休日夜間急患センター体制を維持整備し情報提供を行うことで、市民が適切な救急医療を受けられるようにします。

方針2に基づく事業

伊勢崎市民病院医療体制整備事業	二次救急医療機関、災害拠点病院 [※] として、救急・災害時医療及びがん診療・小児周産期医療体制の充実を図るとともに、良質な医療を提供するため、医療従事者の確保と育成、デジタル技術の活用を図ります。
伊勢崎市民病院器械器具整備事業	地域の中核病院として高度な医療水準をもって、市民の医療ニーズに応えられるよう医療器械器具の整備を進め、医療提供体制の充実を図ります。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	休日夜間急患センターの開設日数	365日	365日	
方針2	災害医療活動訓練の実施	1回	1回	

○ 関連計画

伊勢崎市民病院経営強化プラン

※輪番制：入院や手術を必要とする二次救急患者に対応するため、いくつかの病院が当番日を決めて、診療・治療にあたる制度
 ※災害拠点病院：災害時に傷病者の受け入れや医療救護班の派遣等を行う病院

健康・福祉政策

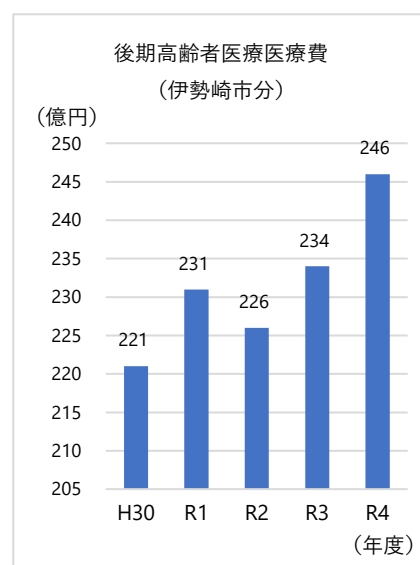
重点施策 2-3 社会保険制度の健全な運営

○ 目指す姿

社会保険制度が健全に運営されることにより、病気やけがをしたり、支援や介護が必要な状態になったりした場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。

○ 現状と課題

- ✓ 医療の高度化により、国民健康保険被保険者1人当たりに係る医療費は年々増大しています。医療費の伸びを抑えることが課題となっています。
- ✓ 後期高齢者医療は、被保険者の増加や医療の高度化により医療費が増加し続けていることから、安定した財政基盤による、持続可能な制度の実現が求められています。
- ✓ 団塊の世代が75歳以上となり、介護費用の更なる増加が見込まれます。多様化する介護ニーズや制度改正などに柔軟に対応しながら、財政基盤の安定や、持続可能な介護保険制度の運営が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1: 国民健康保険制度の健全な運営

生活習慣病予防及び重症化予防に取り組むことで、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図り、健全な制度運営を行います。

方針2: 後期高齢者医療制度の健全な運営

保険料収入による財政基盤の安定に努めるとともに、群馬県後期高齢者医療広域連合との連携を通じた医療費の適正化を推進し、健全な制度運営を行います。

方針3: 介護保険制度の健全な運営

介護を必要としている高齢者が必要なときに介護サービスが利用できるよう、サービスの需要と供給を中長期的な視点で的確に捉えて介護保険制度を計画的に運営するとともに、適切かつ効果的にサービスが提供されるようにサービスの質の確保・向上を図ります。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

国民健康保険 特定健康診査 等事業	特定健康診査や特定保健指導の受診・実施を促進し、被保険者の生活習慣病予防及び重症化予防につなげます。
-------------------------	--

方針2に基づく事業

後期高齢者医療運営事業	適切な保険料の徴収による安定した財政基盤の維持と共に、群馬県後期高齢者医療広域連合との連携を強化して、制度内容の周知・広報や健診受診の促進により医療費の適正化を進め、健全な制度運営を行います。
-------------	--

方針3に基づく事業

介護保険運営事業	3年ごとに高齢者保健福祉計画を策定し、介護サービス量を適切に見込むことで介護保険事業の安定的な運営を図るとともに、保険料の徴収や要介護認定等の効率化、サービスの質の確保・向上に向けて各種取り組みを推進します。
----------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	特定保健指導実施率	11.1%	15.0%	
方針2	後期高齢者医療保険料 収納率	99.42%	99.50%	
方針3	介護サービスを利用し就 労を継続できる家族の割合	83.2%	85.0% (令和10年度)	

○ 関連計画

国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期特定健康診査等実施計画
第9期高齢者保健福祉計画

重点施策 2-4 スポーツを楽しむ環境づくりの推進

○ 目指す姿

市民一人ひとりが主体的に「1市民1スポーツ」を実践し、あらゆる世代が健康で生きがいのある充実した生活を営むことができます。

○ 現状と課題

- ✓ 健康維持・増進への関心の高まりなどにより、生涯スポーツの重要性が増えています。市民が自分にあったレクリエーションスポーツを生涯にわたり楽しめるよう、機会の提供や啓発に努めていく必要があります。
- ✓ 競技スポーツについて、各種大会の開催や選手の派遣に対する支援を行っていますが、群馬県での国民スポーツ大会開催に向け、さらなる競技力の向上が必要とされています。
- ✓ スポーツ施設の老朽化が進んでおり、市民が安全で快適に施設を利用できるように、計画的な改修や整備を進めていく必要があります。



○ 施策の展開方針

方針1:1 市民 1 スポーツの推進

市民一人ひとりが1種類以上のスポーツを楽しむことを目指した取組を推進することで、心と体の健康増進を図ります。

方針2:競技スポーツの推進

各種スポーツ教室・大会の開催や指導者を養成するための取組を推進することで、競技の普及、競技者人口の増加や競技力の向上を支える環境づくりに努めます。

方針3:国民スポーツ大会に向けてのスポーツ施設の整備充実

スポーツ施設の整備を推進することで、あらゆる世代が気軽に安全で快適にスポーツを楽しめる環境を提供します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

保健体育運営事業	全ての市民を対象に、スポーツを生涯にわたって楽しめるよう、各種イベント等を開催し、心と体の健康増進につながる活動の普及と意識の高揚を図ります。
----------	---

方針2に基づく事業

保健体育運営事業	伊勢崎市スポーツ協会、各競技団体などと連携し、競技者を対象とした各種スポーツ教室・大会の開催及び支援を行い、競技スポーツの普及と競技力の向上を図ります。
----------	--

方針3に基づく事業

体育施設整備事業	多様化する市民ニーズに対応し、施設の新設や改修、改築を計画的に行い誰でも利用しやすく、安心、安全、快適にスポーツ活動を行える環境を整備します。
体育施設管理運営事業	施設の修繕や保守点検、清掃、警備、植木等の手入、オンライン予約システムの活用など、円滑な管理・運営を行い、利用者の安全と利便性の向上を図ります。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	市主催スポーツイベントの参加者数	8,323 人	11,000 人	
方針2	市主催スポーツ教室・大会の参加者数	8,337 人	8,500 人	
方針3	スポーツ施設の利用者数	767,336 人	800,000 人	

○ 関連計画

スポーツ推進計画 スポーツ振興課所管施設個別施設計画

健康・福祉政策

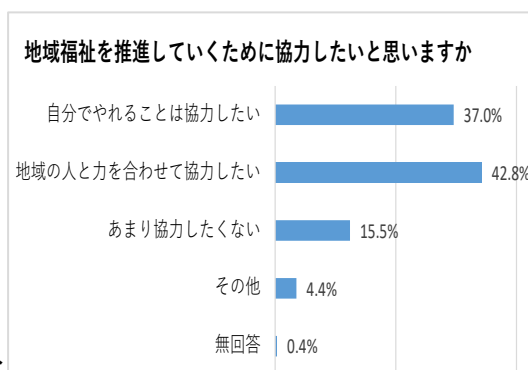
重点施策 2-5 地域の支え合いによる福祉の増進

○ 目指す姿

自分の住んでいる地域のことや周りで暮らす人のことに関心を持つ「お互いさま」の意識が広がり、安心して暮らすための人づくり・仕組みづくり・地域づくりのための様々な活動が盛んになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 高齢、障害、疾病による失業など、生活課題が多様化・複雑化しています。「誰一人取り残さない」をモットーに、制度の狭間にいる人を見つけて対応していく必要があります。
- ✓ 就労及び心身の状況、地域社会からの孤立など、生活困窮につながる要因が多岐に渡って複合的になっていることから、適切な制度利用や自立に向けた就労支援など関係機関との連携強化が必要となっています。
- ✓ 就労している年齢が上昇し、女性の社会進出も相まって、福祉分野に携わるボランティア等のなり手不足が課題となっており、地域共生社会を目指した人員の確保や環境整備への働きかけが求められています。



出典：地域福祉計画策定のために
令和5年度に実施した市民アンケート調査

○ 施策の展開方針

方針1：支援を必要とする人へのサービス提供体制の充実

困りごとや不安についての相談に応じ、社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関と連携して経済的自立に向けた支援を適切に行うとともに、生活困窮世帯の子どもたちには学習習慣の定着等を目的とした支援を行うことで生活の向上を促すなど、「公助」に取り組みます。

方針2：地域福祉力の向上と相互扶助の推進

生活課題を自分や家族で解決する「自助」での解決が難しい場合に、地域の自主的な活動や近隣住民によるボランティア活動を通じて支え合う「互助」や、様々な社会保障制度などの仕組みを活用した「共助」、により地域福祉力の向上と相互扶助を推進します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

生活保護事業	生活困窮者の相談内容に応じた丁寧な状況把握により生活保護制度の適正実施を図ります。困りごとや不安への相談に応じながら生活扶助や住宅扶助などの支援を行うことで生活の安定を図り、生活保護受給者のうち就労可能な方にはハローワークなどの関係機関との連携により経済的自立支援を促します。
生活困窮者自立支援運営事業	一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成する自立相談支援、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援、一般就労に向けた就労準備支援、家計状況の改善意欲を高めるための家計改善支援、住居確保給付金の支給などを行い、生活保護に至る前段階で自立支援の強化を図るとともに、生活の向上を目指します。

方針2に基づく事業

社会福祉協議会等事業	地域住民や市民活動団体との連携を強化するため、社会福祉協議会に対しては、心配ごと相談所の開設、ボランティア市民活動センター運営、災害ボランティアセンターの運営などの事業を委託するとともに、いせさきフードネットワークなどに対する事業への助成を行うことで、地域福祉力の向上を図り、共生社会を構築します。
社会福祉団体支援事業	地域に密着した福祉の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動を支援し、希薄化した地域内での繋がりを強化するとともに、その活動内容を普及啓発することで地域での価値観や関心を高め、継続した地域福祉力の向上を図ります。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	就労支援を実施した生活保護受給者のうち、就労開始または増収した人の割合	51.5%	52.0%	
方針2	ボランティア活動に参加したことがある人の割合	22.6%	25.0%	

○ 関連計画

第4期地域福祉計画(案)

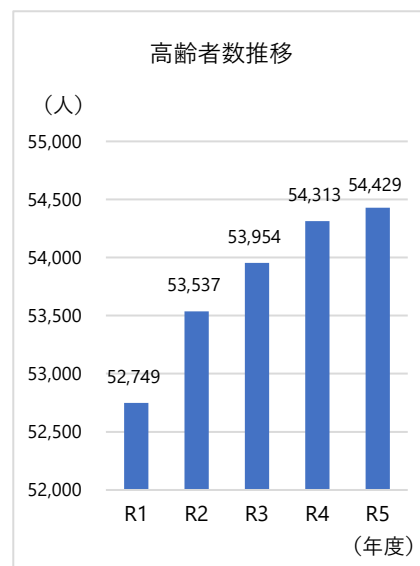
重点施策 2-6 高齢者の生き生きとした暮らしの推進

○ 目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で自身の能力、知識や経験を活かし、生きがいを持って地域社会に積極的に関わり、また、包括的な支援体制の下で必要な生活支援サービスを受けながら、より長く元気に生活を送ることができています。

○ 現状と課題

- ✓ 健康寿命の延伸により、元気な高齢者が増えています。高齢者が誇りと生きがいを感じながら、より長く元気に活躍できる機会の充実が求められています。
- ✓ 高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。支援が必要になっても、安心して生活できるための高齢者福祉サービスの充実と孤立化を防ぐため見守り機能の強化が求められています。
- ✓ 75歳以上の高齢者の増加により、認知症を始めとした支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。高齢者の地域での生活を支えるため、地域での支え合い活動や、在宅医療と介護の連携を推進する必要があります。



○ 施策の展開方針

方針1: 高齢者の活躍支援

高齢者が地域社会の中で、より長く元気に活躍できるよう、生きがいづくりや健康づくりを推進するとともに、デジタル技術の活用による活躍の場を広げる支援を促進します。

方針2: 高齢者福祉サービスの充実

在宅生活を支援するサービスや制度の内容、相談窓口の周知に努め、必要なサービスの提供・充実を図るとともに、交流の場となる高齢者施設の適切な管理運営と、多様な主体による見守りを図ることにより、ひとり暮らし高齢者などの孤立化を防ぎます。

方針3: 地域支援事業の充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、介護予防や認知症施策の充実を図るとともに、在宅医療と介護の連携や地域での支え合い活動を推進します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

高齢者生きがいづくり事業	高齢者を対象に生きがいづくりや健康づくりに関連した講座や、情報格差解消のためのスマホ教室などを開催し、高齢者の活躍支援を図ります。
老人クラブ活動費補助事業	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブに補助金交付などの支援を行い、高齢者の社会参加を促進します。
シルバー人材センター補助事業	(公社)伊勢崎市シルバー人材センターに補助金交付などの支援を行い、高齢者の就業機会の確保を図ります。

方針2に基づく事業

在宅サービス事業	ひとり暮らしなどの生活に不安を抱える高齢者を対象に、ICTを活用した見守りや在宅生活を支援する多様なサービスを提供することで生活不安の解消を図ります。
高齢者福祉施設等改修事業	高齢者福祉施設の多くが建築後25年以上経過しているため、適切な修繕や改修により安全性の確保と利便性の向上を図り、高齢者の交流を促進します。
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターを9つの日常生活圏域ごとに相談窓口として設置し、地域包括ケアの拠点として、地域における高齢者の生活を支援します。

方針3に基づく事業

在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係機関の連携強化を進めます。
生活支援体制整備事業	高齢者世帯が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、地域の事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。
認知症高齢者見守り事業	地域における認知症高齢者の見守り体制を推進するため、認知症高齢者を支援する制度の運用や認知症に関する理解の促進と認知症にやさしい地域づくりを目指し、幅広い年代と生活関連事業者などを対象とした認知症サポーターの養成など地域での見守り体制を強化します。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	週1回以上社会参加する高齢者の割合	41% (令和4年度)	50% (令和10年度)	
方針2	高齢者相談センターの年間延べ相談件数	13,660 件	14,200 件	
方針3	認知症高齢者見守りボランティア(オレンジSUN)登録者数	774 人	1,050 人	

○ 関連計画

第9期伊勢崎市高齢者保健福祉計画 伊勢崎市高齢福祉施設個別施設計画

重点施策 2-7 障害者への支援の充実

○ 目指す姿

障害の特性や障害者への理解が進み、障害者が必要な支援を受けつつ、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができます。

○ 現状と課題

- ✓ 障害者一人ひとりが必要なサービスを利用し、障害者のニーズに応じた生活支援の充実が求められています。
- ✓ 親亡き後を見据えた地域における障害者の生活支援や障害者の一般就労の促進により、障害者が地域社会の一員として活躍することができる環境の整備が求められています。
- ✓ 地域社会の中には障害に対する誤解や偏見、理解の不足などを要因とする障害者が暮らしにくさを感じる社会的障壁があり、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組の推進が必要です。



○ 施策の展開方針

方針1: 障害者の生活支援の充実

障害者基幹相談支援センターや児童発達支援センターを中心とした相談支援体制の強化や障害者のニーズに応じたサービスの充実を図り、医療や教育、保健、他の福祉分野の支援機関と連携した障害者の切れ目のない支援を行うことにより、障害者の日常生活や社会生活における支援を促進します。

方針2: 障害者の地域移行の支援

地域における障害者の支援のための体制を整備し、障害者の雇用や就労に向けた支援を促進することにより、障害者が地域社会の中で生き生きと活躍することのできる場を広げ、障害者の地域生活への移行を支援します。

方針3: 障害者の理解促進

障害の特性や障害者に対する正しい理解を深め、障害者への合理的配慮の提供や権利擁護のための広報・啓発活動を推進するとともに、聴覚障害者との意思疎通のための手話言語の普及啓発に関する取組を促進することにより、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、地域の中で共に助け合い、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図ります。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

自立支援給付事業	障害者のニーズに応じた日常生活の支援や就労のための訓練などのサービスのほか、必要な相談支援を行うことにより、障害者の自立と社会参加を支援します。
障害児福祉給付事業	障害の特性に応じた専門的な療育や集団への適応訓練などのサービスのほか、必要な相談支援を行うことにより、障害児の自立と社会参加を支援します。
地域生活支援事業	障害者基幹相談支援センターや児童発達支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図り、地域の実情に応じた事業を実施することにより、障害者の日常生活や社会生活を支援します。

方針2に基づく事業

障害者福祉管理事業	自立支援協議会における協議や障害者就労支援協議会との連携の強化により、地域における障害者の支援のための体制を整備するとともに、障害者の雇用や就労に向けた支援を促進し、障害者の地域生活への移行を支援します。
-----------	--

方針3に基づく事業

地域生活支援事業	障害者の理解促進と権利擁護に関する広報・啓発活動や手話言語条例に基づく手話言語の普及啓発、手話奉仕員養成などの事業のほか、障害者が地域で生活する上での社会的障壁を取り除くための取組を推進し、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図ります。
障害者センター管理運営事業	障害者の活動と交流の拠点である障害者センターにおいて、障害者団体などに活動の場を提供し、障害者の理解促進に関する事業の実施を支援します。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	レクリエーション活動・生活訓練等事業参加者数	651人	700人	
方針2	障害者の一般就労者数 (新規)	37人	50人	
方針3	障害者理解促進研修・啓発事業の参加者数	1,435人	2,000人	

○ 関連計画

第3次障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

重点施策 3-1 商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進

○ 目指す姿

市内の事業者が抱える様々な経営課題に柔軟に対応し、安定的な経営が推進されるとともに、地域経済が活性化され、働きやすい環境になっています。

○ 現状と課題

- ✓ コロナ禍や長引く物価高騰の影響や、社会全体で加速するデジタル化への対応などにより、事業継続等に不安を抱える事業者への支援が必要です。
- ✓ 一人ひとりの働き方や就業意識の多様化が進んでいる中で、能力を十分に発揮し、安心して働くことができるよう、教育・訓練の機会や労働環境の改善等の支援が必要です。



○ 施策の展開方針

方針1：デジタル技術の活用による新産業の創出と経営力強化

デジタル技術を活用し、ポストコロナ社会に適応する新産業の創出や、中小企業者が行う付加価値の高い製品・サービスの創出や生産性向上などの取り組みについて、中小企業の振興に資する条例に基づき支援します。

方針2：労働者の雇用環境の向上と再教育やスキルアップの支援

全ての労働者を対象として、働きやすい環境づくりへの支援、雇用情報の提供や関係機関との連携などにより総合的な就労支援に取り組み、誰もが活躍する地域社会の推進を図ります。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

商業振興対策事業	市内で創業を目指す方や、様々な課題を抱える小規模事業者に対して、商工団体と連携した相談体制の構築や補助金交付による支援、さらにはeスポーツ※などのデジタルコンテンツ※を活用した関係人口の拡大によって、地域経済の活性化を図ります。
中小企業振興対策事業	中小企業のDX化等の経営課題の解決を支援することで、事業の高度化と生産性向上を後押しするほか、ポストコロナの社会変化に対応した新規事業の創出など、地域企業の持続的な成長を支援するとともに、本市の産業発展の基盤を築いた伝統産業の保全を支援します。
制度融資事業	関係団体や支援機関、金融機関と連携して制度融資の充実を図ることで、地域経済を支える中小企業者の経営基盤の強化を支援します。

方針2に基づく事業

雇用対策事業	労働者と雇用者が継続的に学び、成長できるようにするため、再教育とスキル開発の機会を提供し、雇用の確保に努めることで、地域内のあらゆる労働力資源が最大限に活用されるよう支援します。
職業支援センター管理運営事業	職業訓練、講習等を行う事業者等に施設を提供し、労働者や雇用者のニーズに沿った各種講座、講習、研修などの機会を促進し、就労支援と職業安定の強化を図ります。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	事業所数(農業、林業、漁業、公務を除く)	8,226 事業所	8,230 事業所	
方針2	就労支援セミナー等の講座開催数	11 回	24 回	

○ 関連計画

なし

※e スポーツ:「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称

※デジタルコンテンツ:映像・画像・音声・文字・数値情報の属性及びその媒体を問わず、デジタル化された情報に係るコンテンツ

※DX(デジタル・トランスフォーメーション):ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

重点施策 3-2 企業誘致の推進と販路拡大の促進

○ 目指す姿

優良な企業が多数立地しており、企業間の協業による製品の生産が盛んに行われています。

また、市内立地企業の企業名称や製造されている製品などの認知度や技術力が向上し、取引が増え販路が拡大しています。

○ 現状と課題

- ✓ 好立地（交通、圏域）であることから多くの企業からの引き合いがありますが、産業用地を提供できていないため、企業のニーズに合せた産業用地を提供していく必要があります。
- ✓ 市内に多くの優良企業が立地しているものの、十分な働き手の確保ができていないことから、若年層から高齢者、外国人など幅広い人材の獲得に向けた市内企業の PR が求められています。
- ✓ 自動車の EV 化や DX※の進展など、産業構造や社会が目まぐるしく変化しているなかで、新たな取引等の拡充による地域産業の活性化を図るため、市内企業や自社製品の PR が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1：企業誘致の促進

経済動向などを注視しながら産業用地の整備を進め、本市への企業進出を促進します。

方針2：市内企業の認知度の向上

ビジネスイベント等を通じ、市内外に向けて市内企業の認知度を向上させることで、労働者の確保を図ります。

方針3：販路拡大のための支援

いせさきものづくりネット※に加え大規模展示会への共同出展や展示会の開催により、市内企業の PR を行い企業の販路拡大を支援します。

※DX(デジタル・トランスフォーメーション):ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

産業団地整備事業	企業の受け皿となる産業用地の候補地の検討や新規産業団地の整備により企業誘致を促進します。
企業誘致事業	企業立地促進奨励金やサテライトオフィス、支店・営業所等開設設置補助金など、企業支援策の充実を図り企業の進出を支援します。

方針2に基づく事業

販路支援事業	企業の認知度を向上にむけたビジネスイベント等を開催し、雇用情勢を取り巻く環境をサポートすることで、労働者の確保を支援します。
--------	--

方針3に基づく事業

販路支援事業	製造業を支援するポータルサイト「いせさきものづくりネット」による企業情報の提供や大都市圏で開催している展示会へ、市と市内製造業と共同で出展し協業と販路拡大に繋がります。
--------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	奨励金等交付件数 (企業立地促進奨励金及びサテライトオフィス、支店・営業所等開設設置補助金)	10 件	14 件	
方針2	従業者数	28,002 人	28,623 人	
方針3	展示会での契約成立件数	9 件	10 件	

○ 関連計画

なし

※いせさきものづくりネット: 市内の製造業の製品や技術力に関する情報をインターネット上で広くPRし、製造業を支援するポータルサイト。

重点施策 3-3 効率的かつ安定的な農業の推進

○ 目指す姿

農業における担い手不足の解消と適正な農地利用が行われ、地産地消推進の店舗も増えています。

○ 現状と課題

- ✓ 農業従事者の高齢化及び後継者不足が進んでいるため、新規就農者を増やすなど担い手の確保と、地産地消を進め、収益性を高める農業が求められています。
- ✓ 遊休農地※の増加など農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、計画的な農地利用が必要です。



○ 施策の展開方針

方針1：新規就農者の確保

新規就農者の確保を図るため、本市農業の魅力を発信するとともに、支援体制を充実させます。

方針2：地元農産物の生産拡大

学校給食への地元農産物の利用拡大を進め、さらに市内の販路開拓を進めるなど地産地消を推進し、高品質かつ収益性の高い農業を実現するために必要な農業機械の導入や農業施設の整備を支援します。

方針3：遊休農地の解消

農業生産基盤の整備も含めた中で、遊休農地の解消に取り組むとともに、認定農業者※など担い手への農地集積を進め、適正な農地利用を図ります。

※遊休農地：農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。

※認定農業者：農業経営の改善を行うための「農業経営改善計画」を作成・提出し、国、県、市に認定された方のこと。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

認定農業者等育成・確保対策事業	就農直後の経営が不安定な新規就農者に対して、所得の確保や経営発展のために必要な機械、施設の導入を支援し、さらに地域の認定農業者との連携により担い手の確保を図ります。
-----------------	--

方針2に基づく事業

農畜産物普及対策事業	学校給食及び各家庭や飲食店に対して、新鮮で高品質な地元農産物の利用を推進することで、消費拡大と新たな販路拡大を図ります。
園芸振興対策事業	農業機械の導入や農業施設の整備などを支援することで、作業の効率化を図り、農業経営の規模拡大につなげます。

方針3に基づく事業

農地利用対策事業	遊休農地に対し、地域の農業者と協議し、除草、抜根、整地など遊休農地の解消に向けた必要となる措置を支援していき、適正な農地利用を図ります。
小規模農村整備事業	農業用水路などの生産基盤の整備に努め、農業者が安定的に土地利用できるように、生産環境を整えます。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	新規就農者の数 (累計)	17名	77名	
方針2	地産地消推進の店舗数	97店	133店	
方針3	遊休農地面積	46.7ha	46.7ha以下	

○ 関連計画

地域農業経営基盤強化促進計画(案)

※農地中間管理機構:担い手への農地の集積・集約化を進めるために、法律に基づき県に一つ設置された農地の中間的受け皿となる組織。

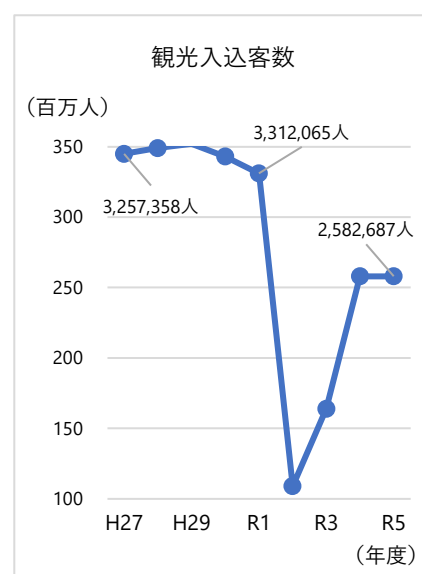
重点施策 3-4 特長のある観光の創出と振興

○ 目指す姿

本市の特長である四季折々の花々や伊勢崎銘仙などを活かした観光イベントの創出や既存の観光資源が保全されかつ活用することで、多くの人が訪れる観光事業が盛んなまちとなっています。

○ 現状と課題

- ✓ 華蔵寺公園遊園地は、市外からの来園者も多いがより広域圏からの集客を呼び込むことが課題となっており、再度来園したくなる施設の充実が求められています。
- ✓ 紙媒体を主とした発信方法では情報発信の範囲に限りがあります。SNS等を利用し、より広い範囲の多くの方への情報発信が求められています。
- ✓ 地域や市単独でのイベントなどでは集客力に限りがあります。関係団体や周辺地域などと連携したイベントにより、回遊する人の流れを創り出すことが必要とされています。
- ✓ 世界文化遺産「田島弥平旧宅」は来場者数の停滞が課題となっており、隣接する自治体と連携した周遊観光が必要です。



○ 施策の展開方針

方針1：魅力ある観光地づくりの推進

新たな観光資源の発掘や豊かな自然を活かした既存の観光資源の保全と活用を図り、魅力ある観光地づくりを推進します。

方針2：観光客誘致の促進

周辺自治体や関係団体などと連携したイベントの実施及び社会の変化や対象に応じたツールによる観光情報の発信に努め、観光客の誘致を推進します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

華蔵寺公園遊園地充実事業	華蔵寺公園遊園地の施設を充実することにより、来園者が満足できる環境を整備します。
観光地づくり推進事業	新たな観光資源の掘り起しや四季折々の花々、伊勢崎銘仙などの既存の観光資源の保全と活用を行うことで、魅力ある観光地づくりを推進します。
地域振興事業	世界遺産「田島弥平旧宅」を中心とした周辺環境や観光体制を整備し、魅力ある観光地づくりを推進します。

方針2に基づく事業

観光地づくり推進事業	SNS等の情報化社会のトレンドに対応した情報発信を行い、観光客の誘致を図ります。
地域振興事業	富岡製糸場を含む他の世界遺産や渋沢栄一関連施設など、周辺自治体の優れた観光資源と連携したイベントを創出することで集客の増加を図ります。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	観光入込客数	258万人	283万人	
方針2	観光物産協会のInstagramフォロワー数	2,000人	4,000人	

○ 関連計画

なし

重点施策 3-5 文化活動の継承と振興

○ 目指す姿

子どもからお年寄りまで全ての世代が集う地域の祭りなどが活性化されており、地域の住民が自ら関心を持ち、伝統文化の継承や芸術・文化活動を楽しむことができます。

○ 現状と課題

- ✓ 高齢化の進展に伴い、退職後の生きがいとして文化活動への関心が高まっていることから、様々な分野の芸術・文化に関わる機会が求められています。
- ✓ 伝統芸能などに携わる個人及び団体の高齢化の進展に伴い、伝承者等の不足が顕著であることから、次代を担う子どもたちが伝統芸能に触れる機会の創出と伝承活動を支援することが求められています。



○ 施策の展開方針

方針1: 芸術・文化活動の活性化の促進

あらゆる世代の人々の芸術・文化活動が、主体的に行われるよう活動を支援し、芸術・文化活動の活性化を促進します。

方針2: 伝統芸能などの保存と継承

有形民俗文化財、無形民俗文化財[※]の継承者、次代を担う子どもたちに対し、助成や情報提供、支援などを行い、伝統芸能活動の保存と伝承を図ります。

※有形民俗文化財:衣食住、生業、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能に用いられる衣服、器具、家屋などの文化財

※無形民俗文化財:衣食住、生業、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能などの無形の伝承文化財

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

文化振興事業	芸術・文化に親しむ人々を対象に、市収蔵美術品の展示事業や、ホールを使用した多様な事業を楽しむことができる文化公演事業を実施します。 また、自らが芸術・文化活動を行う人々を対象に、誰もが気軽に参加可能な公募美術展の拡充および、様々な分野を包括し、参加者の受け皿となる文化協会事業の支援等により、芸術・文化活動の活性化を図ります。
--------	---

方針2に基づく事業

民俗文化財の支援事業	有形民俗文化財の修繕等に助成や技術指導などを行います。また無形民俗文化財を次世代に伝承するため、伝統文化親子教室などの事業に対する情報提供や支援を行い、伝統芸能活動の保存と伝承を図ります。
------------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	展示・発表会等の来場者数	22,043 人	24,000 人	
方針2	有形・無形民俗文化財に関わる国の補助金※を活用した支援件数	4 件	12 件	

○ 関連計画

第3期教育振興基本計画(案)

※国の補助金：屋台囃子などの親子教室開催による参加人数に応じた補助金

まちづくり政策

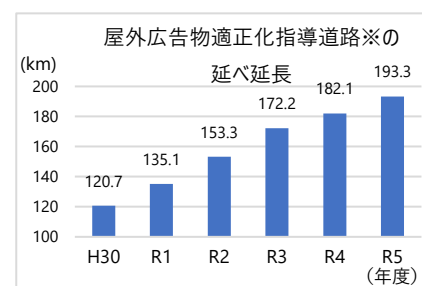
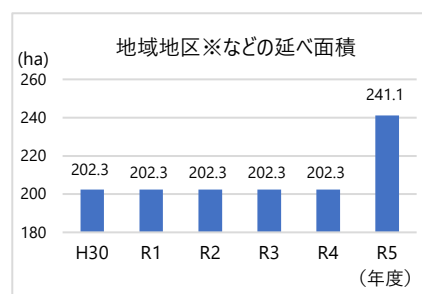
重点施策 4-1 適正な土地利用と良好な景観形成

○ 目指す姿

少子高齢化や人口減少、開発需要の増加に対応し、本市の特徴を生かした計画的な土地利用と良好な景観形成が推進され、暮らしと産業が調和したまちになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 土地利用制限が緩やかな地域での市街地の拡散が進行しています。地域の特性に応じて計画的な土地利用を推進するとともに、まとまりのある良好な市街地を形成する必要があります。
- ✓ 地籍調査は、土地の境界などを明確にすることで、将来に向け安定した土地取引や災害時の復旧を円滑に行える等の効果がありますが、本市で調査が必要な土地はまだ数多くあります。調査にあたっては土地所有者の協力が不可欠であるため、啓発活動により調査の必要性について理解を得る必要があります。
- ✓ 都市化の進展とともに、周囲との調和を欠いた建築物や屋外広告物などが出現しています。市民や事業者の意識高揚を図り、住環境と自然環境が調和した良好な景観形成を推進する必要があります。



○ 施策の展開方針

方針1：計画的な土地利用の推進

計画的な土地利用を推進しながら、秩序ある土地利用の誘導と、まとまりのあるまちの形成を進めます。

方針2：計画的な地籍調査の推進

地籍調査を推進していくため計画的で効率的な調査地の選定を行い、事業説明会等により土地所有者に調査の必要性について理解を得られるよう取り組み地籍の明確化を図ります。

方針3：協働による景観まちづくりの推進

山並みや水と緑の美しい風景、歴史的・文化的な景観資源の保全を図りながら、市民との協働による居心地のよい景観形成を推進します。

※地域地区：土地利用に計画性を与えつつ、適正な制限のもとで土地の合理的な利用を図るために定めるもの。

※屋外広告物適正化指導道路：屋外広告物の適正化による良好な景観形成を推進するため、市が定める屋外広告物は正指導計画に基づき、市条例に違反する屋外広告物の是正指導を実施する対象の道路

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

都市計画管理事業	新たな地域地区などの指定による土地利用の誘導を図ります。立地適正化計画に関連する国の支援措置の活用などにより、必要な生活関連サービスの集約と居住の誘導を図ります。
----------	---

方針2に基づく事業

地籍調査事業	土地の一筆ごとの所有者、地番、地目などの調査と、境界の位置、面積を測量する調査を行い、災害復旧の迅速化や土地の有効活用に役立てるよう事業を推進していきます。
--------	--

方針3に基づく事業

景観形成事業	屋外広告物や大規模建築物等の景観誘導施策により良好な景観形成を推進します。講演会等の各種啓発事業の開催を通じて協働による景観まちづくりを推進します。
--------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	新たに指定する地域地区などの延べ面積(累計)	241.1ha	3,328.1ha	
方針2	地籍調査完了面積(累計)	24.26km ²	26.06km ²	
方針3	屋外広告物適正化指導道路の延べ延長(累計)	193.3km	249.7km	

○ 関連計画

都市計画マスタープラン 立地適正化計画 景観計画

まちづくり政策

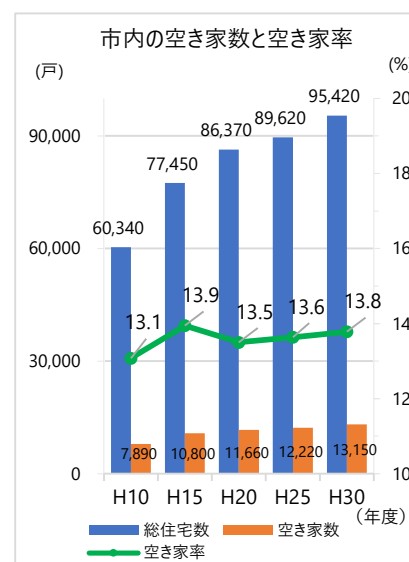
重点施策 4-2 魅力ある市街地の形成

○ 目指す姿

道路や公園が整備された災害に強い便利で快適なまちなかに、都市機能が集約され住宅が増えて、人が集まりにぎわっています。

○ 現状と課題

- ✓ 道が狭い上に電柱が多く社会基盤の脆弱性が残り、また古い家が多く耐震性の低い街並みとなっており防災上改善が必要となっています。
- ✓ 少子高齢化による人口減少や家族構成の変化等により、空き家が増加傾向にあり、空き家発生への対応と良質な既存住宅の流通が必要となっています。
- ✓ 高齢化が進むとともに、交流人口の停滞や商業の衰退などにより空き家・空き店舗、空き地が増加するなど、まちの活力が低下していることから、本市の顔となる地域として、中心市街地の活性化に向けた取組が必要となっています。



○ 施策の展開方針

方針1: 快適な住環境の整備

土地区画整理事業を推進することにより、社会基盤の整備ならびに事業による家屋の移転を行い、災害に強い住みよい市街地を造ります。

方針2: 空き家の適切な維持管理及び活用の推進

管理不全な空家等の発生予防の推進、空家等の適正な管理の推進、空家等の利活用の推進を行い、適切に管理されていない空き家を解消し、安全に、かつ、安心して暮らすことのできる良好な生活環境を確保します。

方針3: 中心市街地にあらゆる世代の人々が集い、憩い、交流するまちづくりの推進

伊勢崎駅と(仮称)伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センターに第三の核となる「にぎわい拠点」を加えたトライアングルの創出とともに、市民のまちなかでの活動を支援し、魅力のある活気のあるまちづくりを推進します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業	曲輪町、大手町、柳原町、太田町及び平和町の各一部(施行面積 31.9ha)の社会基盤を整備し快適なまちなかを形成します。
伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業	太田町、喜多町、柳原町及び曲輪町の各一部(施行面積 12.6ha)の社会基盤を整備し快適なまちなかを形成します。
茂呂第一土地区画整理事業	北千木町、南千木町の各一部(施行面積 67.2ha)の社会基盤を整備し快適なまちなかを形成します。
東部第二土地区画整理事業	今泉町一丁目、下植木町、粕川町、日乃出町の各一部(施行面積 61.6ha)の社会基盤を整備し快適なまちなかを形成します。

方針2に基づく事業

空家等対策事業	空家等は、所有者等が責任を持って適切な管理に努めなくてはならないため、所有者等に対し発生予防を含め、空家等の適切な管理や有効活用の推進について、無料空き家相談会の定期的な開催や空き家除却事業等により、自発的な取組を促します。
---------	--

方針3に基づく事業

中心市街地にぎわい創出拠点整備事業	公共施設と民間施設による複合的な機能を有する拠点を整備するものです。
まちなか地域おこし協力隊事業	まちなかにおいて地域おこし協力隊が地域住民と連携しながら活動することで、新たなまちづくりの担い手を育成するなど、まちなかの活性化への機運を高め、経済活力の向上を図ります。
まちづくり推進事業	伊勢崎駅周辺の公共空間を活用し、市民や駅利用者が楽しめるイベントを開催し、まちなかのにぎわいを創出します。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	土地区画整理事業完了地区割合(面積ベース)	83.2%	91.8%	
方針2	危険空き家※の除却補助件数(累計)	98件	250件	
方針3	伊勢崎駅周辺で開催されるイベントの来場者数	46,903人	53,000人	

○ 関連計画

都市計画マスタープラン 立地適正化計画 国土強靱化地域計画 住生活基本計画
第2次空家等対策計画

※危険空き家:不良住宅のうち、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家。

まちづくり政策

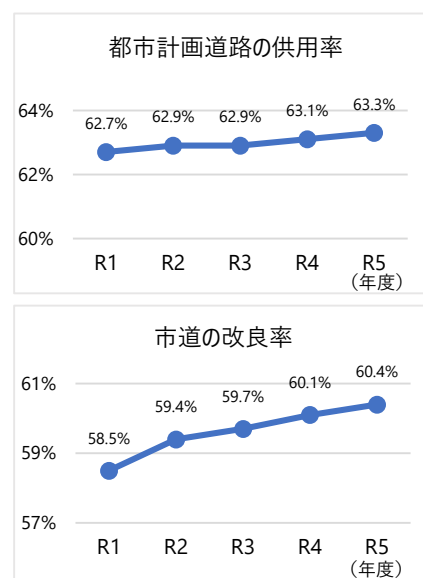
重点施策 4-3 効率的かつ効果的な道路インフラの整備

○ 目指す姿

市民が、自動車や徒歩で快適かつ安全に通行ができ、かつ産業が活性化されています。

○ 現状と課題

- ✓ 市民のくらしや産業活動などを支えるため、人・物の安全かつ円滑な移動が行える都市基盤の骨格となる、幹線道路※など強靱な道路ネットワークの構築を行う必要があります。
- ✓ 市街地や集落にある生活道路など、幅員4m未満の狭あい道路について、消防・救急活動に支障があることや地域住民の利便性向上、安全確保のためにも、市民の理解と協力を得ながら、整備を進める必要があります。
- ✓ 高度経済成長期に多く建設された道路・橋梁などの道路施設が、経年により老朽化していることから、計画的に修繕を行い機能を持続させる必要があります。



○ 施策の展開方針

方針1: 人や物の安全かつ円滑な移動を支え環境に配慮した道路整備

市民の安全な通行や交通渋滞の解消、物流の輸送効率向上を確保するため、幹線道路などを計画的に整備し、通学路の歩道整備などを行い、安全かつ円滑な移動を支える道路環境の創出を図ります。

方針2: 地域住民の利便性を向上させる道路整備

住民の利便性及び安全性の向上や、緊急車両の円滑な通行を確保するため、地域の実情を踏まえながら4m未満の道路解消など生活道路などの整備計画を進め、道路環境の向上を図ります。

方針3: 道路施設の監視強化と事故の未然防止

既存の道路ネットワークを将来にわたり安心して利用できるよう、道路施設を効率的かつ適正に維持管理することで、安全で円滑な道路環境の確保を図ります。

※幹線道路: 車線数が2以上で歩道を有する道路のこと。このうち、国道や県道など本市と他都市とを結び交通、経済、交流の主軸となる道路を広域幹線道路といい、それ以外の幹線道路を都市内幹線道路という。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

幹線道路整備事業	市道(伊)103号線道路整備事業では、広域的な道路網の整備により交通渋滞の解消を進めます。
	市道(境)115号線道路整備事業及び市道(伊)9-530号線道路整備事業では、県道など主要道路を結び円滑な通行、安全性の向上及び交通ネットワークの強化を図り安全で快適な道路環境を創出します。
	市道(伊)223号線道路整備事業では、歩道整備を行い児童・生徒の安心・安全な通行を確保します。
都市計画道路※整備事業	都市計画道路 3・4・44号道路改良事業では、道路の拡幅整備を行い駅利用者や児童などの安全な通行を確保します。

方針2に基づく事業

生活道路整備事業	市民生活に直接影響する生活道路において地元要望のある路線や緊急危険個所の整備を行い、地域住民の利便性の向上を図ります。
電線共同溝事業	緊急輸送道路として位置づけられている路線について、災害時において緊急車両等の通行が可能となるよう無電柱化を進めます。

方針3に基づく事業

橋りょう維持事業	橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的かつ予防保全型の維持管理を実施することで、誰もが安心して利用できる交通ネットワークを保持します。
道路維持事業	老朽化した市道を適切な修繕により維持管理する事で交通の円滑化を図り、安全で快適な市民生活を保持します。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	都市計画道路の供用率	63.3%	64.1%	
方針2	市道の改良率	60.4%	62.7%	
方針3	橋りょうの改修率	26.8%	33.9%	

○ 関連計画

都市計画マスタープラン 橋梁長寿命化修繕計画 道路舗装修繕計画

※都市計画道路: 目指すべき都市像の実現に向けて、円滑な都市活動と良好な都市環境の確保に必要な道路網を、現在や将来の土地利用や交通量などを考慮して都市計画法に基づいて定めた道路のこと。

まちづくり政策

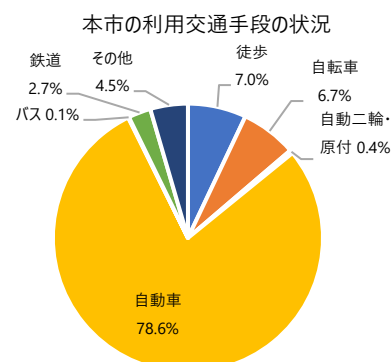
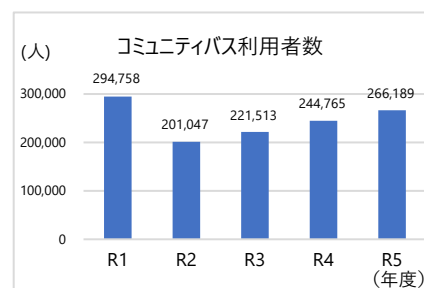
重点施策 4-4 利便性の高い公共交通ネットワークの確立

○ 目指す姿

公共交通を必要とするあらゆる人々が、利便性の高い公共交通を気軽に利用することができ、生活しやすいまちになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 現在 11 路線あるコミュニティバスは、市民の声を取り入れながら見直しを図ってきた結果利用者が増え、市民の市内移動を支える重要な交通手段となっています。今後は利用者増に伴うニーズの多様化に対応するため、利用者の利便性向上のための工夫が求められています。
- ✓ 高齢者人口や運転免許返納者の増加により、交通弱者と呼ばれる移動困難者が増加しています。日常生活における通院や買い物等に対する移動支援と交通手段の確保が課題となっています。
- ✓ 市民の日常生活の交通手段として、自動車の利用が多く、バスや鉄道などの公共交通の利用が少ない状況です。将来的な人口減により、さらに公共交通利用者の減少が見込まれることから、持続可能な公共交通にするためのネットワークの再構成が課題となっています。



出典：平成27年度群馬県パーソナリティ調査

○ 施策の展開方針

方針1：コミュニティバスの利便性の向上

公共交通機関との結節性やバス路線等の見直しなど、市民のニーズや交通環境の変化に対応した、利便性の高いバスの運行を実現します。

方針2：交通弱者への移動支援

交通事業者と行政が連携し、高齢者等に対し、買い物や通院などの日常生活において公共交通を利用する際の支援を行い、安心して外出できる環境を作るとともに、公共交通の利用促進を図ります。

方針3：公共交通ネットワークの整備

公共交通機関の充実に向け、交通事業者と行政が連携し、効率的で利便性の高い、持続可能な公共交通ネットワークの確立を目指します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

コミュニティバス 運行事業	コミュニティバスの路線・停留所・運行本数などの見直しや、デジタル技術を用いた情報提供ツールの整備を行うとともに、鉄道との結節性を考慮した市民が利用しやすいバスの運行を行います。
------------------	--

方針2に基づく事業

タクシー活用事業	高齢者等の交通弱者に対し、タクシーに係る運賃等を一部助成するとともに、マイナンバーカードの利用により利用者の利便性を向上することで、外出機会の創出と公共交通機関の利用促進を図ります。
----------	---

方針3に基づく事業

検討中	検討中
-----	-----

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)	備考
方針1	コミュニティバス 利用者数	266,189 人	320,000 人	
方針2	運転免許証 自主返納者数	681 人	800 人	
方針3	鉄道利用者数	4,251,251 人 (令和 4 年度実績値)	4,900,000 人 (令和 10 年度実績値)	

○ 関連計画

都市計画マスタープラン 立地適正化計画

まちづくり政策

重点施策 4-5 安定した水道水の供給と下水処理の適正化

○ 目指す姿

安全な水道水をいつでも安心して使用することができ、また、多くの家庭では下水が適切に処理されています。

○ 現状と課題

- ✓ 整備から年数を経過した水道施設があり、水道施設の更新や水需要に対応した整備、地震などによる災害に対応した耐震化が必要です。
- ✓ 本市の汚水処理人口普及率は県平均と比べ低い状況であり、計画区域が広範囲な公共下水道は整備完了まで相当の費用と期間を要すことから、地域に適した効率的な下水処理が求められています。
- ✓ 事業の効率化、合理化を進めるとともに、施設の整備や耐震化・更新などの費用の増加に対し、適正な料金による資金の確保が必要となります。



○ 施策の展開方針

方針1：計画的な水道施設の整備と維持管理

安全な水道水を安定的に供給するため、水道施設の規模や能力、状況を適切に把握し維持管理を行うとともに、目標使用年数を定め、水道施設の整備や耐震化・更新を計画的に行います。

方針2：効率的な下水処理の推進

河川や水路などの水質保全、生活環境の向上を図るため、地域に適した効率的な下水処理を行います。

方針3：健全かつ安定的な事業運営に必要な資金の確保

水道事業、下水道事業の経営基盤の強化を図り、将来にわたり安定的に事業が継続できるよう健全経営に努めます。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

上水道施設整備事業	施設の整備や耐震化・更新と適切な維持管理を行うことで、災害等の非常時においても、ライフラインとして安定した水道水の供給を行います。
老朽管更新事業	水道水を安定的に供給するため、計画的に水道管を更新し、地震などの災害に強い管路の整備を行います。

方針2に基づく事業

効率的な汚水処理推進事業	下水道処理区域の再編や汚水処理施設の統廃合、農業集落排水への接続促進や市設置型浄化槽への転換促進等により汚水処理を推進します。
単独公共下水道汚水施設事業	伊勢崎浄化センターを処理場とする事業計画区域において、人口密度の高い区域を中心に污水管を整備し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。
流域関連公共下水道汚水施設事業	平塚水質浄化センターを処理場とする事業計画区域において、人口密度の高い区域を中心に污水管を整備し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。

方針3に基づく事業

上下水道事業の安定・効率化経営推進事業	事業の効率化、合理化を進めるとともに、適正な料金により健全かつ安定的な事業運営を行います。
---------------------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	基幹・重要管路の耐震化率	31.2%	38.2%	
方針2	汚水処理人口普及率	70.3%	76.8%	
方針3	経常収支比率 (公共下水道事業)	104.2%	100.1%	

○ 関連計画

水道事業経営戦略(水道事業ビジョン) 水道施設耐震化計画 下水道事業経営戦略
公共下水道ストックマネジメント計画(第2期)

まちづくり政策

重点施策 4-6 心安らぐ住環境の整備

○ 目指す姿

国籍や世代、年収等の様々な事情を背景としたライフスタイルやライフステージに応じて、市民が適切な住まいを選び、住み続けられるまちになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 整備後長期間が経過し、施設及び遊具が老朽化した公園や市民ニーズの変化への適応が必要な公園も見られるため、計画的な維持管理や新たな公園の整備により、地域の快適で安心・安全な住環境の形成が求められています。
- ✓ 現在、高度経済成長期に建てられた数多くの建物が建て替え時期を迎えています。これまで住宅は、壊して造る考え方が主流でしたが、限りある資源を有効に活用する考え方が求められています。
- ✓ 借家に住む高齢単身者・高齢夫婦世帯が増加しているほか、外国人や障害者も増加しています。そのため、住宅確保要配慮者※が世帯の状況に応じたサポートを受けながら暮らせる住環境の整備が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1: 豊かな公園環境の維持・整備

計画的な公園施設の修繕や改修、地域の利用状況に応じた公園整備に取り組むことで、地域コミュニティの維持や環境の保全による良好な都市環境を創出します。

方針2: 長期優良住宅※の推進

長期にわたり住み続けられる質の高い住宅の建築や良好な住宅を安心して取得できるよう長期優良住宅の認定制度について広く周知・PRを行います。

方針3: 住宅確保要配慮者※が安心して暮らせる住宅セーフティーネット機能の整備

市営住宅における特定目的別分散入居を引き続き推進し、民間住宅等を活用した住宅セーフティーネット機能の確保を含め、今後の人口減少を見据えた市営住宅の方向性を検討します。

※長期優良住宅: 構造の耐久性が高く、耐震性、維持管理や更新の容易性、省エネルギー性などの性能を備え、良好な景観の形成に配慮された居住環境や一定の住戸面積が確保された、長く快適に住み続けられうる優れた住宅。

※住宅確保要配慮者: 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

公園施設長寿命化事業	計画的な公園施設の修繕や改修により、安心安全で快適な公園利用の促進を図ります。
公園整備事業	自然とふれあいによる憩いの場や災害時の避難場所等を創出することにより、快適で安心安全な住環境の形成を図ります。

方針2に基づく事業

長期優良住宅の普及・促進事業	「長期優良住宅」の建築や認定制度について、窓口や市ホームページにおいて情報発信を進め、質の高い住宅建築の普及に取り組みます。
----------------	--

方針3に基づく事業

公営住宅管理事業	市営住宅の適正な管理を図り、住宅に困窮している市民への的確な住宅の供給を推進します。
公営住宅ストック改善事業	老朽化した市営住宅の改修、修繕などを計画的に行い、維持管理を推進します。

○ 成果指標

方針	指標名	現状地 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	市民1人当たりの公園面積	10.14 m ²	10.49 m ²	
方針2	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	20%	25%	
方針3	市営住宅の特定目的別分散入居率※(累計)	54.2%	61.6%	

○ 関連計画

みどりの基本計画 公園施設長寿命化計画 住生活基本計画 公営住宅等長寿命化計画

※特定目的別分散入居率:市営住宅において、住棟ごとに世帯バランスの取れた住環境形成を図るため、母子、高齢者、障害者、単身者、新婚及び子育て、一般という6つの世帯に分散して入居募集を行い入居した世帯の割合。

安心安全政策

重点施策 5-1 災害に強いまちづくりの推進

○ 目指す姿

都市基盤の災害に対する備えや、地域における防災体制などが強化され、災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまちになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 大規模地震や台風、集中豪雨などの自然災害が頻発しています。また、新たな感染症などの脅威からも身を守るため、非常時に備え、市民、企業、関連団体、行政が連携して、安心・安全に対する取組を計画的に推進していくことが求められています。
- ✓ 災害時には、まず自助※が重要ですが、自力で避難することが困難な人を、地域が一体となって避難を支援する共助※も重要となっています。災害時に備え、自主防災組織などの地域住民の主体的な行動による地域防災力の強化が求められています。
- ✓ 災害時には、より多くの人に迅速に情報を発信する必要があります。そこで(社会の変化に応じた)様々なツールを活用し、情報発信力を強化することが求められています。



○ 施策の展開方針

方針1: 総合的な危機管理体制の充実

市民、企業、関係機関、行政の連携を進め、総合的な危機管理体制を充実します。また、各地で頻発する地震や風水害などあらゆる災害の脅威から身を守る取組を進めます。

方針2: 自助・共助による地域防災力の強化並びに要配慮者※への支援体制の充実

自助及び共助による地域防災力を強化するため、自主防災組織の実践的な防災訓練を実施するとともに、地域防災リーダーの育成を図ります。また、避難行動要支援者※の支援体制の充実を図ります。

方針3: 災害時の情報伝達発信ツールの整備普及

防災情報発信ツールの多様化に伴い、より効果的で迅速な情報発信や情報提供に努めます。

※自助: 災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ること。

※共助: 地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。

※要配慮者: 災害が発生した時に特に配慮や支援が必要となる者であり、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人、難病患者など。

※避難行動要支援者: 自ら避難することが困難な者であって、その円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

地域防災事業	避難場所の環境整備及び備蓄品や資機材の適正な管理を行い、平常時から災害に備えることにより防災力の強化を図ります。
災害時協力協定締結推進事業	災害時協力に向けた企業団体等との協力協定による連携により、迅速かつ的確な災害対策を実施します。
治水対策事業	河川や水路等の整備を進めるとともに台風等による水害に備え、市民の安心・安全な生活環境の保全を図ります。
建築指導運営事業	地震発生時に市民の生命及び財産を守るため、住宅の耐震化を促進します。

方針2に基づく事業

地域防災事業	地域、行政区、民間企業等に各種訓練等を通して防災啓発を行うとともに、自主防災組織の強化及び地区防災計画を整備し、自助及び共助による地域防災力を強化します。
要配慮者支援対策事業	要配慮者の個別避難計画作成を推進し、避難行動要支援者支援名簿の充実を図るとともに、民間福祉施設等と指定福祉避難所の協力協定の締結を推進し、災害時における要配慮者の支援の充実を図ります。

方針3に基づく事業

地域防災事業	総合防災マップWEB版の活用についての周知や利便性の向上を図ります。また、災害時における迅速かつ広範囲に情報伝達できる手段を構築し、災害に関する情報伝達の強化を図ります。
--------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	3日以上食糧を備蓄している世帯の割合	48%	78%	
方針2	個別避難計画※策定割合	6.1%	12%	
方針3	いせさき情報メール登録数	17,785件	19,000件	

○ 関連計画

地域防災計画 国土強靱化地域計画 新型インフルエンザ等対策行動計画 国民保護計画
水防計画 耐震改修促進計画

※個別避難計画：高齢者や障害者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難するときにどのような配慮が必要になるか」などを記載した個別の避難行動計画のこと。

安心安全政策

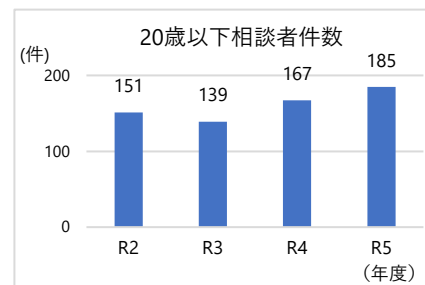
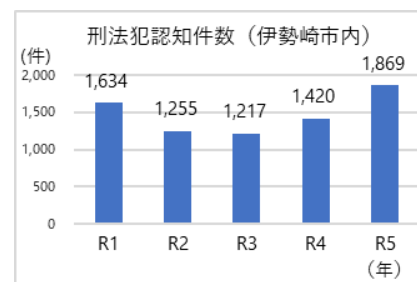
重点施策 5-2 防犯力の向上と消費者保護の推進

○ 目指す姿

市民の防犯意識の高揚や地域防犯力の向上により、犯罪被害に遭わない、犯罪を起こさせない環境が整備され、市民の正しい消費者知識が高まり、消費者トラブルが少ない、安心して安全に暮らせるまちになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 本市の刑法犯認知件数は、依然として高い水準にあります。引き続き関係機関と緊密に連携し、効果的な防犯対策や情報提供を行い、市民の安心・安全の確保に努めていくことが求められています。
- ✓ 成年年齢引き下げに伴い、若年層の消費者被害が懸念されます。また女性、子ども、高齢者、障がい者等の弱い立場にある人たちの被害を防ぐため、啓発及び教育と被害などに関する相談体制の充実が求められています。
- ✓ 様々な製品が供給され、生活に便利さや快適さがもたらされる一方で、欠陥や不良による事故が発生することが懸念されています。また、製品が安全な品質、適正な分量で提供されるための取組が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1：警察、防犯協会など関係機関と連携した犯罪防止策の推進

警察、防犯協会をはじめ、地域のボランティア団体等と連携を強化し、防犯活動を推進するとともに、防犯灯や防犯カメラを効果的に設置し、適正な維持管理をすることで犯罪の未然防止に努めます。

方針2：消費者教育の充実と消費生活の安定と向上

消費に関する意識啓発や学習機会を充実させることで、正しい知識を持った消費者を育成、自立を促し、消費者被害の未然防止に努めるとともに、被害回復や助言のための相談体制を充実します。また消費者の権利を守るため店舗への立入検査や計量器検査等を適正に実施します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

防犯対策事業	防犯灯や防犯カメラの整備・維持管理等を行い、安心して安全に暮らせる環境を整備します。また警察や各種関係団体と連携し、一体となった防犯活動を展開するとともに、SNSやデジタルサイネージ等を活用して防犯に関する情報提供を行うことで、犯罪の発生や被害の減少を図ります。
--------	---

方針2に基づく事業

消費生活センター事業	消費者意識の啓発を行い、学習機会を充実させるとともに、市の広報紙、チラシ、市ホームページなどによる情報提供を行います。また悪質商法などをテーマとした職員出前講座の開催を促進し、研修等により相談員のスキルアップを図り相談体制を充実することで、消費者被害の減少を図ります。製品の安全に関わる情報を市民へ提供するとともに、法に基づいて店舗や事業者への立入検査を実施します。
計量事業	取引や証明で使用するはかりの定期検査や特定計量器を使用する店舗及び事業者への立入検査などの計量器検査等を適正に実施し、消費者の利益を保護します。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	刑法犯認知件数	1,869 件	1,400 件	
方針2	職員による出前講座への参加者数	526 人	800 人	

○ 関連計画

安心安全まちづくり行動計画

安心安全政策

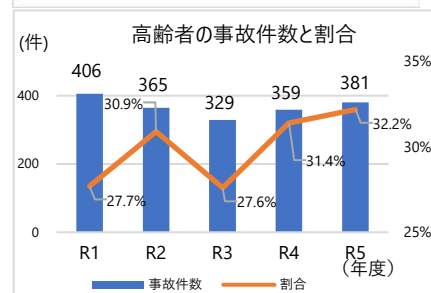
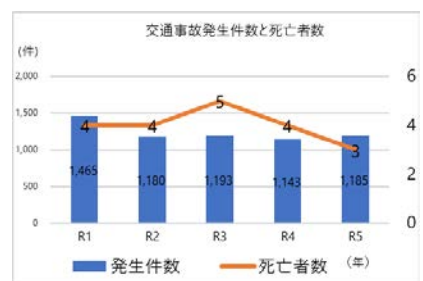
重点施策 5-3 交通安全対策の推進

○ 目指す姿

道路の安全が維持され、一人ひとりが交通マナーを守り、交通事故が減り、市民が安全に暮らせています。

○ 現状と課題

- ✓ 交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の関係する事故の割合は増加傾向にあります。その要因に交通マナーの低下や安全意識の欠如が挙げられることから、交通安全に対する意識の向上が求められています。
- ✓ 道路の危険個所が見受けられます。交通事故の多発個所を早期に把握し、安心して通行できる環境整備が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1:交通安全意識の向上

市民の交通ルールやマナーなどの交通安全意識の向上を図るため、警察などと連携した啓発活動を推進し、高齢者や子どもを対象とした交通安全教室の開催、登下校時の安全を確保、キラキラ運動※の推進などによる交通安全の啓発を行うことで、行政と市民が一体となり、交通死亡事故の撲滅を目指すとともに、交通事故の抑止に努めます。

方針2:道路の危険個所の解消

市民の安心安全な交通環境の確保を図るため、警察などの関係機関と連携して、ゾーン30※の推進や道路反射鏡・道路区画線等の交通安全施設※の整備改修を行い、危険個所の解消に努めます。

※ゾーン30:学校周辺などの生活道路において歩行者や自転車などの安全を確保することを目的として区域を指定し、高速度を時速30kmに制限する交通規制。

※交通安全施設:道路での交通の安全確保を目的とする施設。市が管理する道路反射鏡や防護柵(ガードレール)などのほか、県公安委員会が設置する信号機や道路標識などがある。

※キラキラ運動:歩行者や自転車利用者などが反射材を身体などに装着し、自動車運転者に対して注意を促すことにより自身の安全を確保するための取組。中学1年生と70歳を迎えた高齢者を対象に実施。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

交通安全啓発事業	交通安全運動の街頭啓発や、朝の通学時間帯の広報車巡回等、各種交通安全啓発をすることで、交通安全意識の向上を図ります。また、高齢者や子どもを対象とした交通安全教室を開催し、日頃から交通事故防止の知識を習得できるよう努めます。
----------	---

方針2に基づく事業

交通安全施設整備事業	警察や関係機関と連携し、交通事故多発地点や道路状況の点検見直しなどを行い、道路反射鏡、区画線、視線誘導線などの交通安全施設を整備することで、危険個所の解消に努めます。
------------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	交通安全教室の参加者数	7,345 人	7,712 人	
方針2	交通事故発生件数	1,185 件	1,066 件	

○ 関連計画

第11次交通安全計画

安心安全政策

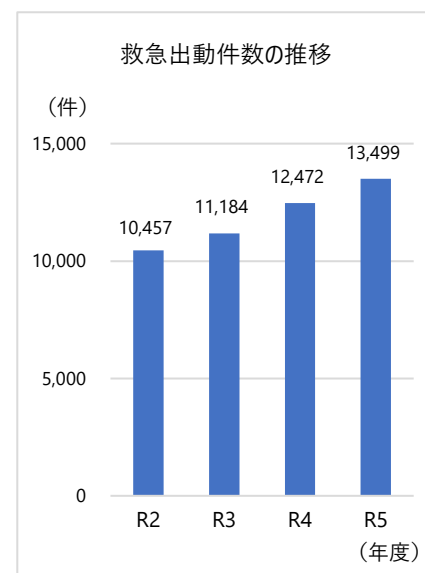
重点施策 5-4 消防・救急体制の充実と強化

○ 目指す姿

火災、救急、救助をはじめ、近年多発するゲリラ豪雨などの風水害への対応力に加え、今後、発生が危惧される大地震にも対応できる強靱な消防防災体制と地域防災力が備えられ、安心して暮らせるまちになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 火災による死傷者が無ならない中、未だ約2割の世帯において住宅用火災警報器が未設置であることから、効果的な設置促進活動が必要です。また、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の未設置などの重大な消防法令違反が後を絶たないことから、査察指導の強化が必要です。
- ✓ 災害の多様化、複雑化、激甚化が進んでおり、消防施設等の整備と人員の強化・拡充といった体制の強化が必要です。
- ✓ 高齢化の進展などにより、救急出動件数は高い水準で推移しており、更なる救急体制の充実と強化、応急手当の普及が必要です。



○ 施策の展開方針

方針1: 火災予防対策の推進

市民に対して火災予防意識の高揚と住宅用火災警報器の設置促進を図るとともに、事業所等に対する査察指導の強化を図り、火災を未然に防ぎます。併せて火災原因を究明し、類似火災の抑制を図ります。

方針2: 消防体制の充実と強化

災害対応の基盤となる消防施設の計画的な整備と緊急消防援助隊の設備整備や訓練により、大規模災害への対応力の強化を進めます。更に、消防団員の拡充により総合的な地域防災力の強化を図り、災害による被害を軽減します。

方針3: 救急体制の充実と強化

救急車両の計画的な更新と資器材の整備、また救急救命士の拡充と質の向上を図るとともに、効果的な応急手当講習会を開催し、行政と市民が一体となった救急体制の充実と強化を図ることで、救命の可能性を高めます。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

消防力強化推進事業	効果的な火災予防広報と住宅用火災警報器の設置促進活動を実施し、火災件数と死傷者の減少を図ります。
査察指導の強化事業	事業所等に対して立入検査を実施し、消防法令違反の是正を図るとともに、火災予防上の指導を行い、火災を未然に防ぐことで市民生活の安全性を高めます。

方針2に基づく事業

消防施設整備事業	経年劣化した消防庁舎等の改修を実施し、災害応急対策の拠点としての機能を維持向上させて、市民の生命、財産を災害から守ります。
消防車両等整備事業	大規模災害にも対応できるように消防車両や装備を計画的に整備し、総合的な消防体制の強化を図ります。
消防水利整備事業	大規模地震に備えて、耐震性を有する防火水槽を設置し、地域消防力の向上を図ります。
高機能消防指令システム整備事業	消防体制の中核である高機能消防指令システムを、情報通信技術の急速な発展に適應できるように計画的に整備更新することで、災害対応の基盤強化を図ります。
消防団員確保対策事業	高齢化の進展、人口減少により地域防災力の低下が危惧される中、効果的な広報・啓発活動を展開して、地域防災の中核を担う消防団員を確保します。

方針3に基づく事業

救急車両等整備事業	年々高まる救急需要に対して、高規格救急自動車※及び積載資器材、訓練用資器材を計画的に整備して、救急体制の充実を図ります。
消防力強化推進事業	救急救命士の計画的な増員と研修所への入校等により質の向上を図り、救命体制を強化します。また応急手当講習会の定期開催により救命率の向上を図ります。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	住宅用火災警報器設置率	83.3%	100%	
方針2	消防団員充足率	90.7%	95.0%	
方針3	心肺停止傷病者社会復帰率	4.8%	10.0%	

○ 関連計画

国土強靱化地域計画 地域防災計画 消防関係施設個別施設計画

※高規格救急自動車:救急救命士が行う救命処置に必要な資機材と車室空間を確保し、ストレッチャー架台の防振装置などを搭載した救急自動車。

環境政策

重点施策 6-1 脱炭素社会の推進

○ 目指す姿

市民、事業者、行政が一体となり、地球温暖化防止のため温室効果ガス排出量削減に向けた対策に取り組み、市全体でカーボンニュートラルを目指している環境に配慮したまちになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 猛暑による気温上昇や突発的な大雨による環境への悪影響が懸念されています。この影響を最小限にとどめ、持続可能な社会の実現に向け、再生可能エネルギーを導入促進していく必要があります。
- ✓ 日常生活や事業活動による温室効果ガス排出により、地球温暖化が進行しています。市民、事業者、行政それぞれが、温室効果ガス排出抑制に向けた取り組みを順次進めていく必要があります。
- ✓ 環境問題に対し長期的な視点に立ち、環境に関する意識・知識を高める普及啓発を継続的に実施し、市民1人ひとりの行動変容を促すことが求められています。



○ 施策の展開方針

方針1:再生可能エネルギーの利用促進

太陽エネルギー等の再生可能エネルギーを利用した社会を目指し、市民への脱炭素化設備導入補助や公共施設への太陽光発電設備導入を図ります。

方針2:省エネルギー社会への転換

市民や事業者に対し、環境に配慮した考えに沿った省エネルギー活動の実践や省エネルギー機器・設備の導入を支援し、温室効果ガス排出抑制の促進を図ります。

方針3:環境教育の推進

様々な環境問題について、知識を得る学びの場を設けることや情報発信を継続的に実施することにより、当事者としての意識を高めます。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

家庭用脱炭素化設備導入補助事業	脱炭素への意識高揚を図るため、家庭用脱炭素化設備の導入費用に対する補助を実施し、再生可能エネルギーの利用促進を図ります。
公共施設への太陽光発電設備等導入事業	設置可能な公共施設に太陽光発電設備等を導入し、公共施設の脱炭素化及び再生可能エネルギーへの転換を図ります。

方針2に基づく事業

省エネルギー機器推進事業	市民や事業者に対する省エネルギー機器・設備の導入・買替えの促進や公共施設照明器具のLED化の推進により、エネルギーの効率的な利用を図ります。
公用車への次世代自動車導入事業	走行時に二酸化炭素や排気ガスが排出されない電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車導入を促進します。

方針3に基づく事業

いせさきGX推進事業	地球温暖化対策や省エネルギー活動の取組など市民が環境への意識・知識を高めるための環境教室などを実施するとともに、イベントの開催などを通して環境に対する情報発信を随時行いながら、市民や事業者の意識啓発を促します。
------------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	家庭用脱炭素化設備導入補助金交付件数(累計)	0 件	太陽光発電設備 1,500 件 蓄電池 1,500 件 合計 3,000 件	
方針2	公共施設照明器具のLED化の割合	39.6%	90.0%	
方針3	親子環境教室参加者数(累計)	77 人	700 人	

○ 関連計画

第2次地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 第3次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
第2次環境基本計画

環境政策

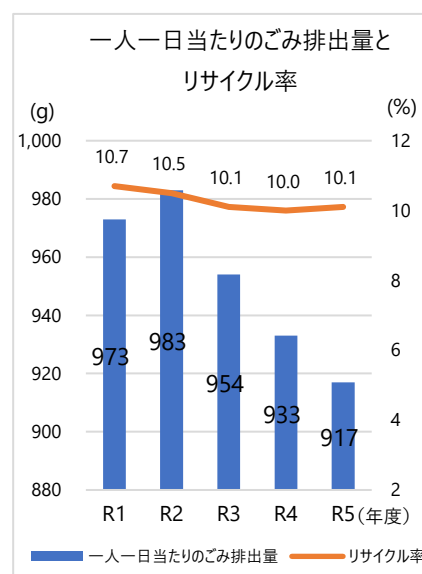
重点施策 6-2 循環型社会の推進

○ 目指す姿

循環型社会の推進を図るため、住民・企業・団体・行政が協力により、更なるごみの減量化・再資源化が推進され、適正なごみ処理が進んでいます。

○ 現状と課題

- ✓ 清掃リサイクルセンター21のごみ焼却施設・リサイクルプラザの老朽化が著しいことから、適正なごみ処理を維持するために、施設の安定稼働と長寿命化が求められています。また、ごみ処理施設の広域化についても検討する必要があります。
- ✓ 本市のごみ排出量は減少傾向にありますが、更なるごみの減量化に向けて、分別意識の向上を図る啓発活動を充実させていく必要があります。
- ✓ 分別意識の低下や生活環境の変化から、本市のリサイクル率は減少傾向にあるため、リサイクル率の向上が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1: 計画的な施設整備の実施

清掃リサイクルセンター21の施設整備を計画的に実施し長寿命化を図るとともに、ごみの減量化・再資源化により最終処分場の延命化に努めます。また、ごみ処理施設の広域化を検討します。

方針2: ごみの減量化の推進

分別収集方法周知などの意識啓発に取り組むことで、ごみの適正な処理とごみの減量化の推進を図ります。

方針3: ごみの再資源化の推進

資源として再び利用できる資源物の分別を徹底するための意識啓発や施策に取り組むことで、ごみの再資源化の推進を図ります。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

ごみ処理施設 維持管理事業	清掃リサイクルセンター21を計画的に必要な施設整備を進めるとともに、最終処分場の延命化に取り組めます。また、ごみ処理施設の広域化を検討します。
------------------	---

方針2に基づく事業

再資源化推進 事業	いせさきGXを推進するため、広報紙やごみ分別アプリ等による分別収集方法の周知徹底やリユース食器貸出事業の利用促進等を行うことにより、適正処理を推進し、ごみの減量化を図ります。
--------------	---

方針3に基づく事業

再資源化推進 事業	いせさきGXを推進するため、古紙類、衣類、容器包装プラスチック、ペットボトル等の資源物の分別の徹底により、ごみの再資源化を図ります。
--------------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	最終処分量	8,859t	7,138t	
方針2	一人一日あたりのごみ排出量	917g	889g	
方針3	リサイクル率	10.1%	13.0%	

○ 関連計画

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案) 第10期分別収集計画 第3次環境基本計画(案)

環境政策

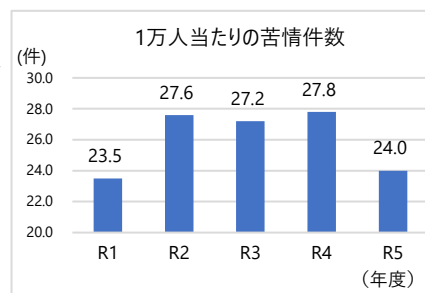
重点施策 6-3 豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進

○ 目指す姿

市民との協働や市民一人ひとりが環境に配慮した生活をするにより、水と緑あふれる自然環境と快適な生活環境が保全されています。

○ 現状と課題

- ✓ 自然環境の保全活動をしている市民団体の構成員が高齢化しており、担い手不足が懸念されています。あらゆる世代が緑化や自然環境に関心を持ち、豊かな自然環境が保全されていく必要があります。
- ✓ 環境への負荷が大きい単独処理浄化槽や汲み取り槽の利用は、河川水質の悪化の原因となり、自然環境及び生活環境に悪影響を及ぼしています。生活排水対策を進め、生物多様性にとって重要な水環境を保全する必要があります。
- ✓ 市民のライフスタイルの多様化などにより、従来の公害関係の法令では解決できない生活環境に係る苦情への対応が求められています。市民との協働による解決や市民一人ひとりが近隣住民を思いやり環境に配慮した生活を推進していく必要があります。



○ 施策の展開方針

方針1:あらゆる世代への緑化や自然環境に関する啓発及び活動支援の実施

あらゆる世代に緑化や自然環境に関する啓発や活動支援を行うことで、豊かな自然環境を保全します。

方針2:生活排水対策の推進

生物多様性にとって重要な水環境を保全するため、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水による環境への負荷を低減すると共に、し尿処理施設の適切な維持に努めます。また、老朽化した処理施設の統合を進めるとともに、汚水処理施設でのし尿と汚水の共同処理を進めます。

方針3:市民との協働等による快適な生活環境の保全

生活環境に係る課題について、市民や有識者などとの協議や協働による解決を図るとともに、市民一人ひとりが近隣住民を思いやり環境に配慮した生活ができるよう適正に対応します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

緑化推進事業	イベントの開催などを通して、いせさきGXの取組の周知や市民の緑化意識の向上を図ります。また、現存する貴重な緑の保存について、市民団体の活動を支援し、自然環境の保全を図ります。
--------	---

方針2に基づく事業

浄化槽設置整備事業	既存の単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽への転換を促し、生活排水による環境への負荷の低減を図ります。
し尿処理施設適正管理推進事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき収集された、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理することで、生活排水対策を推進します。また、老朽化した処理施設の統合を進めるとともに、汚水処理施設でのし尿と汚水の共同処理を進めます。

方針3に基づく事業

環境対策事業	市民や有識者などとの協議の機会を設けるとともに、環境美化活動を行う団体等への支援や行政区への啓発看板の配布など市民との協働により快適な生活環境の保全に取り組めます。また、苦情相談においては、近隣住民を思いやり、環境に配慮した対応をしていただけるよう促します。
--------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	ぐんま緑の県民基金事業※数	3事業	6事業	
方針2	汚水処理人口普及率※	70.3%	76.8%	
方針3	人口1万人あたりの生活環境に係る苦情件数	24.0件	21.6件	

○ 関連計画

第3次環境基本計画 みどりの基本計画 一般廃棄物(生活排水)処理基本計画

※ぐんま緑の県民基金事業…ぐんま緑の県民税をぐんま緑の県民基金に積立てた上で、地域の森林整備や貴重な自然環境の保護活動などに取り組む住民団体等に対する補助事業のこと。

※汚水処理人口普及率…汚水処理施設を利用することができる市民の割合。

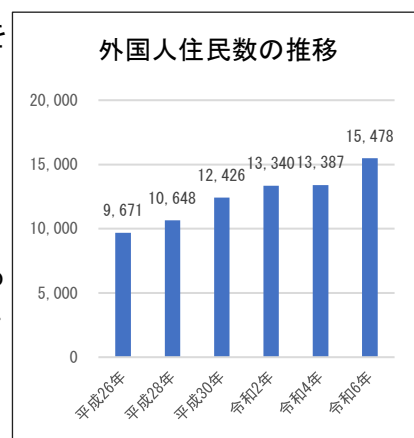
重点施策 7-1 互いに認め合う多文化共生の推進

○ 目指す姿

国籍によって生活習慣や文化が異なりますが、外国人住民が生活者として地域コミュニティに溶け込み、互いに認め合う共生社会が実現しています。

現状と課題

- ✓ 近年では、就労等による外国人が増加しているため、言葉や生活習慣を知らないことで地域などでのトラブルにつながる場合があることから、外国人に日本語や生活ルールを知ってもらうため、また、就労等に限らず在住外国人にも周知するためにさまざまな取り組みをする必要があります。
- ✓ 外国人住民が地域コミュニティなどにうまく溶け込めていない場合があることから、日本人・外国人が分け隔てなく地域の一員として協力して生活できるよう、お互いの文化や生活習慣を知り、理解する必要があります。



(出典) 住民基本台帳 (各年とも4月1日現在)

○ 施策の展開方針

方針1:生活者としての外国人が言葉、文化、習慣を学ぶ機会の充実

外国人に生活に必要な日本語や地域での生活ルールを教える場を提供するとともに、行政サービスについて翻訳や通訳することで、日本人・外国人とも安心して生活ができるようにします。

方針2:外国人の就労先での日本語や生活習慣を学ぶ機会の創出

外国人が就労・活躍するために、言葉の壁をなくすことが不可欠であることから、企業等関係機関と連携し、仕事や生活をする上で必要な日本語などを学ぶ場を提供することで、職場や地域でのコミュニケーションが図られます。

方針3:外国人が生活者として地域に参加できる環境づくり

多文化交流のイベントや講座など通じて各国の文化に興味を持ち、日本人、外国人がお互いに理解し、協力し合える多文化共生のまちづくりが実現されます。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

多文化共生 社会形成事業	生活者としての外国人向け日本語教室や生活オリエンテーションを拡充し、また行政文書や地域の要望に対し翻訳を行うことで、言葉や文化の壁を取り除き、日本人・外国人の日常生活への不安解消を図ります。
-----------------	---

方針2に基づく事業

多文化共生 社会形成事業	企業等関係機関と連携し、就労している外国人向けに出張日本語教室や生活オリエンテーションを開催することで、言葉や文化の壁を取り除き、職場や地域でのコミュニケーションが図られ、外国人も日本人と区別なく誰もが活躍できる社会を推進します。
-----------------	---

方針3に基づく事業

多文化共生 社会形成事業	多文化共生フェスタや多文化理解講座などのイベントを開催することにより、お互いの文化を知り、理解しあえる多文化共生社会を推進します。
-----------------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	多文化共生事業の参加者数	396 人	430 人	
方針2	企業等関係機関と連携した多文化共生講座の参加者数	173 人	190 人	
方針3	多文化交流イベントの参加者数	2,566 人	2,820 人	

○ 関連計画

SDGs未来都市計画(案)

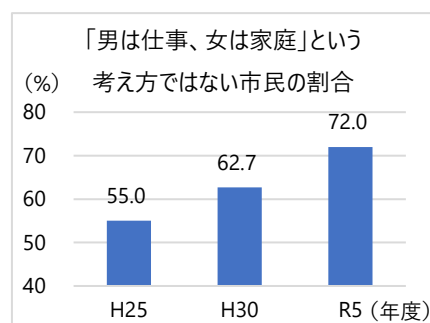
重点施策 7-2 人権を尊重するまちづくりの推進

○ 目指す姿

一人ひとりが価値観の多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合う中で、誰もが個性や能力を十分に発揮して活躍しながら、自分らしく暮らすことができます。

○ 現状と課題

- ✓ 従来の人権課題に加え、インターネットによる人権侵害、犯罪被害者等や性的マイノリティなどの新しい人権課題が生じています。全ての市民の人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、相談・支援体制の充実が求められています。
- ✓ 性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）*が依然として残り、男女双方が希望するワーク・ライフ・バランスを実現できておらず、男女の不平等感の解消が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1：人権教育・啓発の推進

家庭・学校・地域社会が一体となり、子どもの豊かな心を育む人権教育と様々な機会を通じた人権啓発を推進することで、人権意識の高揚を図ります。また、法務局や警察、民間団体などの関係機関と連携することで、相談・支援体制を強化します。

方針2：男女共同参画の推進

市民や民間団体などの関係機関と連携し、性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた啓発や相談・支援を行うことで、家庭・職場・学校・地域などあらゆる場において、誰もが個性や能力を十分に発揮して活躍できる男女共同参画を推進します。

※アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）：誰もが潜在的にもっている思い込みのこと。育つ環境や所属する集団の中で無意識のうちに形成され、既成概念・固定観念となっていく。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

人権啓発事業	市民を対象に講演会やパネル展などの啓発を推進することにより、人権意識の高揚を図ります。また、様々な困難を抱える人を対象に関係機関と緊密に連携し人権法律行政相談などを実施することで、寄り添った支援を行います。
学校教育構想推進事業	教職員を対象に、人権教育に係る研修などを実施することにより、指導力の向上を図ります。また、子どもたちを対象に模擬体験活動や様々な人との交流活動など授業や学校行事と人権教育の連携を図ることで、人権意識を育みます。

方針2に基づく事業

男女共同参画推進事業	市民を対象に講演会やパネル展などの啓発を実施することにより、男女共同参画意識の醸成を図ります。また、困難な問題を抱える女性を対象に関係機関と緊密に連携・協働することで、きめ細やかな相談・支援を行います。
------------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	人権が尊重されていると思う市民の割合	76.8%	80%	
方針2	市の審議会等における女性委員の割合	24.4%	30%	

○ 関連計画

第3次人権教育・啓発の推進に関する基本計画(案) 第4次男女共同参画計画(案)

重点施策 7-3 協働まちづくりと地域活動の推進

○ 目指す姿

様々な課題の解決に向けて、近隣自治体との連携や、市民と行政による情報共有など、協働して住みよいまちづくりを進めています。

○ 現状と課題

- ✓ 地域のつながりの希薄化により、地域役員の成り手不足や連帯意識が低下している中、地域を基盤とした人と人とのつながりの大切さが再認識されています。また、多くの市民が地域コミュニティ活動に参加し、協力して地域の課題は地域で解決できるコミュニティの環境づくりが求められています。
- ✓ 市民活動団体の活動が限定的であり、活動の幅が広がっていないため、活動の活性化が求められています。
- ✓ 市民に情報が伝わっておらず、まちづくりへの関心が低い状況であり、市民と行政が協働してまちづくりを進める機運を高めることが求められています。
- ✓ 将来の人口減少により、行政サービスの維持が難しくなることが想定される中、同じ課題を共有する自治体や近隣自治体と連携し、強みを生かし、弱みを補完し合うことが求められています。



○ 施策の展開方針

方針1：地域コミュニティの充実

市と地域における情報の共有化や意見交換を実施します。また、地域のコミュニティ活動を支援するとともに活動環境の充実を図り、市民主体のコミュニティ活動を活性化させます。

方針2：市民や市民活動団体が活発に活動できる環境づくり

市民や市民活動団体が活動しやすい環境を整えることで団体間の情報交換や交流が生まれ、活動の活性化を進めます。また、市民の意見を広く市政に反映させることができるよう、市民参画に必要な情報を提供し、市民意識の醸成に努めます。

方針3：都市間連携による地域力の向上

課題を共有する自治体や、近隣自治体と様々な分野において補完、連携し、互いの強みを活かしたまちづくりを進めます。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

区長会事務事業	区長を中心とした持続可能な地域コミュニティの形成のため、行政区の円滑な運営を支援し、行政区とともに地域役員のなり手不足の解消に取り組むとともに区長会の組織力の強化を図ります。
町内会議所建設費補助事業	地域コミュニティの活動拠点である町内会議所の新築、増築及び改築に対し支援することで、住民の連帯感、共同意識の醸成及び地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

方針2に基づく事業

緋の郷管理運営事業	様々な市民活動団体が安心して利用できる活動拠点として良好な環境を維持することで、活動の活性化に取り組めます。
市民活動推進事業	市民活動団体による地域課題の解決、社会貢献活動等への取組に対し協働まちづくり事業補助金を交付し、支援することで活動の活性化に取り組めます。また、市民参加を進めるために必要なまちづくりに関する情報を市ホームページにて提供することで、市民参画への関心を高めます。

方針3に基づく事業

都市間連携事業	医療、防災、文化、観光、経済など様々な分野において都市間の連携強化を図ることで、都市としての魅力を高め、活力あるまちづくりを行います。
---------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	行政区長充足率	100%	100%	
方針2	緋の郷利用者数	81,918人	130,000人	
方針3	都市間連携事業数	78事業	84事業	

○ 関連計画

なし

重点施策 7-4 効率的かつ安定的な行財政経営の推進

○ 目指す姿

多様化する市民ニーズに対応した行政サービスが継続的に提供され、未来に向かって持続発展できるまちづくりが行われ、市民が安心して暮らすことができています。

○ 現状と課題

- ✓ 市民ニーズが多様化する中、限られた人員で質の高いサービスを提供するには DX ※の推進が不可欠ですが、一方で、デジタル技術に精通していない方への支援と日々変化していく課題に対応するための職員の育成が必要です。
- ✓ 少子高齢化に伴い、人口の減少による税収減や社会保障関係費の増額による財政状況の悪化が懸念されています。将来に渡り、安心して暮らし続けるためには、持続的に発展できるまちづくりが必要です。
- ✓ 公共施設の老朽化に伴い、適正な施設管理を図るため、施設の長寿命化・複合化の検討が必要です。



○ 施策の展開方針

方針1: 多様化する市民ニーズに対応したサービスの提供

急速に変化する社会情勢を背景に多様化する市民ニーズに対して、最新のデジタル技術を活用することで、効率的かつ効果的に対応するとともに、併せて職員の育成を図り、デジタル化の流れに市民が取り残されることがないように支援を充実させます。

方針2: 本市の特色を生かした人の流れの創出と安定した財政基盤の構築

人口減少の抑制に向けて、関係人口 ※の創出・拡大や移住・定住を推進し、本市への人の流れをつくるとともに、自主財源の確保や事業の見直しなどにより安定した財政基盤を構築することで、安定的な行財政経営に努めます。

方針3: 効率的な行財政経営を目的とした公共施設の適正管理

公共施設の老朽化に伴い長寿命化や複合化を検討し、市有財産の活用と適正な処分を行うことにより、効率的な行財政経営に資するとともに、公共施設の適正管理を行います。

※DX(デジタル・トランスフォーメーション): ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

※関係人口: 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる地域外の人々のこと。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1に基づく事業

行政DX推進事業	デジタル人材 [※] の育成を通じて、デジタル技術を活用し、市民の満足度が向上し安心して生活できる、質の高い市民サービスの提供を図ります。
情報システム開発事業	市民サービスのため戦略的に情報システムを整備し、AI [※] などの ICT を利活用しながら、急速に変化する社会情勢に対応します。
電子地域通貨事業	便利で安全な非接触型のキャッシュレス決済の基盤を提供するとともに、電子地域通貨(ISECA)による給付事業を行うことで、迅速な給付と利便性の向上を図ります。
広報広聴事業	SNSをはじめ様々な情報発信媒体を使ってターゲットに応じた効果的な情報発信を行い、市民などと協働した広報活動を推進します。

方針2に基づく事業

移住定住促進事業	オンラインや相談会への出展による移住相談や移住情報の発信等により、都市圏からの移住促進を図ります。また自立した生活圏域の形成による定住促進により定住人口の確保を図ります。
ふるさと寄附金事業	ふるさと納税制度により寄附金を募るとともに、市の魅力を全国に発信し、関係人口の創出につなげます。
市税収納率向上対策事業	税負担の公平性、納税秩序の維持などを踏まえ、安定的な自主財源の確保を実現するために、デジタル化による納税環境の拡充や滞納対策を効果的に実施し、収納率の向上を目指します。
オートレース開催運営事業	新規来場者の増加や経費の削減などにより、オートレース事業の安定的な事業運営を推進し、収益金の一部を、市の自主財源として効果的に活用します。

方針3に基づく事業

財産管理事業	公共施設等の総合的かつ計画的な管理を目指す公共施設等総合管理計画に基づき、施設規模の適正化に向けて、更新費用の縮減と市民サービスの確保の両立を図ります。
事務管理事業	公共施設整備事業において、PPP [※] /PFI [※] 手法導入に関する優先的検討の基本方針に基づき、PPP/PFI 手法の導入を進め、官民連携の促進を図ります。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
方針1	諸証明発行におけるマルチコピー機利用率	22.7%	40.0%	
方針2	経常収支比率	93.9% (令和4年度)	95.0%未満	
方針3	施設床面積の合計	629,996 m ² (令和3年度)	629,996 m ² 以下	

○ 関連計画

DX推進計画(案) 公共施設等総合管理計画 第4次定住自立圏共生ビジョン(案)

※デジタル人材:ICTの知見を持った上で、自治体におけるDXの推進を担う職員

※AI:人工知能(Artificial Intelligence:アーティフィシャル・インテリジェンス)

※PPP:公共施設等の整備等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの

※PFI:PFI法に基づき、公共施設等の整備等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

4 成果指標一覧（参考）

施策名	方針	方針名	指標名	
1-1 子どもを産み育てる環境づくりの推進	方針1	結婚、出産、子育てまでの切れ目のない支援	3歳児健康診査受診率	
	方針2	子育て環境の整備と施策の充実	保育所等及び放課後児童クラブの待機児童数	
	方針3	交流の場や情報交換の機会の充実	児童センター・児童館の利用者数	
1-2 幼児教育・学校教育の充実	方針1	公立幼稚園の取組の一層の充実		
	方針2	主体的な学びの推進	学校の授業内容が分かると感じている児童・生徒の割合	
	方針3	地域や関係機関との連携	自分の住んでいる地域を誇りに思っている児童・生徒の割合	
	方針4	中等教育学校の特徴を活かした教育課程の展開	四ツ葉学園における特色ある教育活動の満足度	
1-3 一人ひとりに寄り添う教育の推進	方針1	未然防止、早期発見に向けた支援の充実	自分の悩みや課題について先生や友達に相談できる児童・生徒の割合	
	方針2	特別な配慮を要する子どもへの支援の充実	特別支援教育研修講座の参加のべ人数（全3回）	
	方針3	学校施設の整備充実	学校体育館の空調機設置率（設置完了施設数/対象施設数）	
1-4 児童・生徒の健全な心身の育成	方針1	健康教育の充実	児童生徒の朝食摂取率	
	方針2	食育の充実	市内産食材の使用量比率	
	方針3	安全教育の充実	小中学校対象の応急手当講習の実施校	
1-5 子どもから若者までの支援の充実	方針1	地域ぐるみの健全な心身の育成と環境づくり、社会活動への参加	体験活動等への参加者数	
	方針2	相談体制の整備、充実及び適正な援助	青少年指導センター相談件数	
1-6 生涯を通じた学びの機会の充実	方針1	多種多彩な学習機会の充実	講座や講演会等の生涯学習事業の参加者数	
	方針2	地域学校協働活動の推進	子ども向け事業の参加者数	
	方針3	生涯学習施設の適正な維持管理の推進	生涯学習施設の利用者数	

現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	指標の解説・算出方法など
95.2%	96.5%	3歳児健康診査の対象児のうち実際に受診した幼児の割合
待機児童なし	待機児童なし	保育所等及び放課後児童クラブにおける待機児童数
171,622人	180,000人	児童センター及び児童館（全9施設）における年間利用者数
検討中		
小学校94.2% 中学校87.4%	小学校95% 中学校90%	生活学習状況調査において「そう思う」「どちらかと言うとそう思う」と回答した割合
90.4%	93%	生活学習状況調査において「そう思う」「どちらかと言うとそう思う」と回答した割合
97.6%	100%	学校評価において「満足している」と回答した生徒の割合
79.1%	85%	生活学習状況調査において「そう思う」「どちらかと言うとそう思う」と回答した割合
238人	300人	教育研究所で実施している研修講座への参加者ののべ人数
0%	100%	対象施設数に対して空調整備が完了した施設の割合
94.5%	96%	小学校6年生、中学校3年生を対象とした調査で朝食を食べて登校した児童・生徒の割合
44.4%	50%	学校給食で使用するいも類、野菜類、米の食材使用量のうち市内産食材の割合
11校	35校	小中学校対象の応急手当講習教室を実施した校数
5,094人	5,000人以上	子ども会や青少推など青少年団体等が主催した青少年育成に寄与する体験活動事業への参加者数
194件	215件	電話やメール等で青少年の相談を受けた件数
236,518人	256,000人	講座や講演会等の生涯学習事業への参加者数
11,082人	13,000人	児童・生徒などを対象とした講座や教室等への参加者数
887,021人	1,200,000人	図書館や公民館等を利用した人数

施策名	方針	方針名	指標名	
1-7 誇れる文化財の保護・継承	方針1	文化財の調査研究と情報発信	指定・登録文化財件数	
	方針2	文化財の保存活用	文化財活用事業への参加者数	
	方針3	文化財施設の整備・充実	文化財所管施設入館者数	
2-1 健康づくりと疾病予防の推進	方針1	市民の主体的な健康づくりへの支援	健康寿命（平均自立期間）	
	方針2	疾病の早期発見、早期対応と重症化予防	がんの75歳未満年齢調整死亡率	
	方針3	こころの健康づくりへの支援	自殺死亡率	
2-2 地域医療体制の充実	方針1	医療提供・救急医療体制の充実	休日夜間急患センターの開設日数	
	方針2	伊勢崎市民病院の医療提供体制の整備	災害医療活動訓練の実施	
2-3 社会保険制度の健全な運営	方針1	国民健康保険制度の健全な運営	特定保健指導実施率	
	方針2	後期高齢者医療制度の健全な運営	後期高齢者医療保険料収納率	
	方針3	介護保険制度の健全な運営	介護サービスを利用し就労を継続できる家族の割合	
2-4 スポーツを楽しむ環境づくりの推進	方針1	1市民1スポーツの推進	市主催スポーツイベントの参加者数	
	方針2	競技スポーツの推進	市主催スポーツ教室・大会の参加者数	
	方針3	国民スポーツ大会に向けてのスポーツ施設の整備充実	スポーツ施設の利用者数	
2-5 地域の支え合いによる福祉の増進	方針1	支援を必要とする人へのサービス提供体制の充実	就労支援を実施した生活保護受給者のうち、就労開始または増収した人の割合	
	方針2	地域福祉力の向上と相互扶助の推進	ボランティア活動に参加したことがある人の割合	
2-6 高齢者の生き生きとした暮らしの推進	方針1	高齢者の活躍支援	週1回以上社会参加する高齢者の割合	
	方針2	高齢者福祉サービスの充実	高齢者相談センターの年間延べ相談件数	
	方針3	地域支援事業の充実	認知症高齢者見守りボランティア（オレンジSUN）登録者数	

現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	指標の解説・算出方法など
149件	160件	市内の指定文化財、登録文化財の件数
9,808人	15,000人	史跡を活用したイベントや現地説明会、講演会などの参加人数
9,478人	14,000人	文化財保護課が所管する赤堀歴史民俗資料館や田島弥平旧宅案内所などの来館者数
男 79.4歳 女 83.7歳 (令和4年)	男 79.5歳 女 84.1歳 (令和9年)	日常生活動作が自立している期間(要介護度2以上になるまでの期間)の平均
64.7 (令和4年)	59.4 (令和9年)	人口10万人当たりの75歳未満におけるがん死亡者数
25.5	12.0	人口 10 万人当たりの自殺者数
365日	365日	一次救急患者を受け入れる休日夜間急患センターの開設日数
1回	1回	災害の種類や規模に応じて利用可能な医療資源を可能な限り効果的に活用することなどを目的に実施する災害医療活動訓練の実施回数
11.1%	15.0%	特定健康診査の結果により生活習慣病の発症リスクが高いと判定された人のうち、特定保健指導を受けた人の割合
99.42%	99.50%	被保険者に負担いただくことを決定した保険料額のうち収納した保険料の割合
83.2%	85.0% (令和10年度)	要支援・要介護認定を受け在宅で生活をする65歳以上の高齢者を対象として実施する在宅介護実態調査において、家族が就労を継続できていると回答した人の割合
8,323人	11,000人	市民スポーツの日、市民レクリエーションスポーツ祭、ラジオ体操会の参加者数
8,337人	8,500人	各種スポーツ教室、伊勢崎シティマラソン、市民総合スポーツ大会の参加者数
767,336人	800,000人	体育館、野球場などのスポーツ施設を利用した人数
51.5%	52.0%	生活保護受給者のうち、就労可能な人に対し、ハローワークなどと連携し就労支援を実施した人の中で、就労を開始した人、または増収した人の割合
22.6%	25.0%	地域福祉計画における市民アンケート調査で「ボランティア活動に参加したことがある」の問いに対し、「いつも参加している」「時々参加している」と回答した人の割合
41% (令和4年度)	50% (令和10年度)	65歳以上の高齢者（要介護認定者を除く）のうち、週1回以上社会参加活動（就労やボランティア、自治会などの地域活動、生涯学習、趣味等のグループ活動など）を行っている人の割合
13,660件	14,200件	窓口や電話等で高齢者に係る相談を受けた件数
774人	1,050人	認知症の人やその家族をボランティアで応援することを目的とした認知症高齢者見守りボランティア（オレンジSUN）の登録者数

施策名	方針	方針名	指標名	
2-7 障害者への支援の充実	方針1	障害者の生活支援の充実	レクリエーション活動・生活訓練等事業参加者数	
	方針2	障害者の地域移行の支援	障害者の一般就労者数（新規）	
	方針3	障害者の理解促進	障害者理解促進研修・啓発事業の参加者数	
3-1 商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進	方針1	デジタル技術の活用による新産業の創出と経営力強化	事業所数（農業、林業、漁業、公務を除く）	
	方針2	労働者の雇用環境の向上と再教育やスキルアップの支援	就労支援セミナー等の講座開催数	
3-2 企業誘致の推進と販路拡大の促進	方針1	企業誘致の促進	奨励金等交付件数（企業立地促進奨励金及びサテライトオフィス、支店・営業所等開設設置補助金）	
	方針2	市内企業の認知度の向上	従業者数	
	方針3	販路拡大のための支援	展示会での契約成立件数	
3-3 効率的かつ安定的な農業の推進	方針1	新規就農者の確保	新規就農者の数（累計）	
	方針2	地元農産物の生産拡大	地産地消推進の店舗数	
	方針3	遊休農地の解消	遊休農地面積	
3-4 特長のある観光の創出と振興	方針1	魅力ある観光地づくりの推進	観光入込客数	
	方針2	観光客誘致の促進	観光物産協会のInstagramフォロワー数	
3-5 文化活動の継承と振興	方針1	芸術・文化活動の活性化の促進	展示・発表会等の来場者数	
	方針2	伝統芸能などの保存と継承	有形・無形民俗文化財に関わる国の補助金を活用した支援件数	
4-1 適正な土地利用と良好な景観形成	方針1	計画的な土地利用の推進	新たに指定する地域地区などの延べ面積（累計）	
	方針2	計画的な地籍調査の推進	地籍調査完了面積（累計）	
	方針3	協働による景観まちづくりの推進	屋外広告物適正化指導道路の延べ延長（累計）	

現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	指標の解説・算出方法など
651人	700人	スポーツ・レクリエーション教室や生活訓練等事業として実施している聴覚障害者生活訓練等事業及び聴覚障害者ミニデーサービス事業における各種教室、研修会等への障害者の参加者数
37人	50人	障害者就労支援協議会の所属団体の障害者が新規に一般就労した人数
1,435人	2,000人	本市が実施する障害者理解促進研修、手話教室等の参加者数
8,226事業所 (令和3年)	8,230事業所	一定の場所を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われ、従業者設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている場所の合計（農業、林業、漁業、公務を除く）（経済センサス活動調査）
11回	24回	労働者や雇用者のニーズに沿った各種講座、講習、研修の開催回数
10件	14件	企業立地促進奨励金及びサテライトオフィス、支店・営業所等開設設置補助金の年度ごとの交付件数の合計
28,002人	28,623人	経済構造実態調査および経済センサス活動調査において公表されている直近の従業者数（従業者4人以上）
9件	10件	本市で主催する展示会や大都市圏で開催されている展示会、市と市内事業者で共同で出展する展示会において、出展した市内事業者が会期中に契約となった件数
17名	77名	令和5年度以降の新規就農者の延べ人数
97店	133店	地産地消推進の店に認定された店舗の総数
46.7ha	46.7ha以下	農業委員会で調査した遊休農地の面積
258万人	283万人	1年間に1万人以上、もしくは特定月に1,500人以上の来場者のあるイベントや観光名所への観光客の合計
2,000人	4,000人	伊勢崎市観光物産協会のInstagramの各年度4月1日現在のフォロワー数
22,043人	24,000人	選抜作家秀作展、市収蔵美術展、いせさき市民アートフェスティバル、文化協会事業及び文化事業業務の来場者数の合計
4件	12件	国の伝統文化親子教室事業など、民俗文化財支援事業補助金の採択件数
241.1ha	3,328.1ha	平成19年度（総合計画策定）以降に新たに指定する地域地区の延べ面積
24.26km ²	26.06km ²	地籍調査対象地域で調査を完了した面積
193.3km	249.7km	適正な屋外広告物の表示の推進に取り組む道路の延べ延長

施策名	方針	方針名	指標名	
4-2 魅力ある市街地の形成	方針1	快適な住環境の整備	土地区画整理事業完了地区割合（面積ベース）	
	方針2	空き家の適切な維持管理及び活用の推進	危険空き家の除却補助件数（累計）	
	方針3	中心市街地にあらゆる世代の人々が集い、憩い、交流するまちづくりの推進	伊勢崎駅周辺で開催されるイベントの来場者数	
4-3 効率的かつ効果的な道路インフラの整備	方針1	人や物の安全かつ円滑な移動を支え環境に配慮した道路整備	都市計画道路の供用率	
	方針2	地域住民の利便性を向上させる道路整備	市道の改良率	
	方針3	道路施設の監視強化と事故の未然防止	橋りょうの改修率	
4-4 利便性の高い公共交通ネットワークの確立	方針1	コミュニティバスの利便性の向上	コミュニティバス利用者数	
	方針2	交通弱者への移動支援	運転免許証自主返納者数	
	方針3	公共交通ネットワークの整備	鉄道利用者数	
4-5 安定した水道水の供給と下水処理の適正化	方針1	計画的な水道施設の整備と維持管理	基幹・重要管路の耐震化率	
	方針2	効率的な下水処理の推進	汚水処理人口普及率	
	方針3	健全かつ安定的な事業運営に必要な資金の確保	経常収支比率（公共下水道事業）	
4-6 心安らぐ住環境の整備	方針1	豊かな公園環境の維持・整備	市民1人当たりの公園面積	
	方針2	長期優良住宅の推進	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	
	方針3	住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅セーフティーネット機能の整備	市営住宅の特定目的別分散入居率（累計）	
5-1 災害に強いまちづくりの推進	方針1	総合的な危機管理体制の充実	3日以上食糧を備蓄している世帯の割合	
	方針2	自助・共助による地域防災力の強化並びに要配慮者への支援体制の充実	個別避難計画策定割合	
	方針3	災害時の情報伝達発信ツールの整備普及	いせさき情報メール登録数	

現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	指標の解説・算出方法など
83.2%	91.8%	都市計画決定された土地区画整理事業施行地区のうち、事業が完了した地区面積の割合
98件	250件	空き家除却補助事業における危険空き家（不良住宅に該当する空き家）を対象とした除却補助件数
46,903人	53,000人	いせさき楽市など伊勢崎駅周辺で開催される市および民間主催のまちなか活性化のためのイベントの来場者数
63.3%	64.1%	幅員16m以上の都市計画道路の総延長に対して、供用開始した道路延長の割合
60.4%	62.7%	市道の実延長のうち、道路改良済みの市道の割合
26.8%	33.9%	市が管理する15m以上の橋りょうにおける改修完了割合
266,189人	320,000人	11路線あるコミュニティバスあおぞらを利用した人数
681人	800人	65歳以上で運転免許証を自主返納した人数
4,251,251人 (令和4年度実績値)	4,900,000人 (令和10年度実績値)	伊勢崎市内各駅（JR伊勢崎駅、JR国定駅、東武伊勢崎駅、東武新伊勢崎駅、東武剛志駅、東武境町駅）の乗車人数の総数
31.2%	38.2%	基幹・重要管路（約316km）のうち、耐震化された管路の布設延長の割合
70.3%	76.8%	污水处理施設を利用することができる市民の割合
104.2%	100.1%	経常費用（営業費用+営業外費用）に対する経常収益（営業収益+営業外収益）の割合
10.14㎡	10.49㎡	市民一人あたりの都市公園、都市公園以外の公園、児童遊園の合計面積
20%	25%	各年度ごとの全新築住宅件数のうち長期優良住宅認定件数の割合
54.2%	61.6%	特定目的別分散入居導入後から現在まで居住する入居者と現在居住する総入居者の割合 特定目的別分散入居導入後入居者数を年度末入居戸数で除して算出した割合
48%	78%	全世帯のうち災害に備え3日分以上の食糧を備蓄している世帯の割合
6.1%	12%	避難行動要支援者名簿の対象となる人のうち個別避難計画を提出した人の割合
17,785件	19,000件	市から一斉に配信される防災や防犯に関する情報を受信するサービスに登録された数

施策名	方針	方針名	指標名	
5-2 防犯力の向上と消費者保護の推進	方針1	警察、防犯協会など関係機関と連携した犯罪防止策の推進	刑法犯認知件数	
	方針2	消費者教育の充実と消費生活の安定と向上	職員による出前講座への参加者数	
5-3 交通安全対策の推進	方針1	交通安全意識の向上	交通安全教室の参加者数	
	方針2	道路の危険個所の解消	交通事故発生件数	
5-4 消防・救急体制の充実と強化	方針1	火災予防対策の推進	住宅用火災警報器設置率	
	方針2	消防体制の充実と強化	消防団員充足率	
	方針3	救急体制の充実と強化	心肺停止傷病者社会復帰率	
6-1 脱炭素社会の推進	方針1	再生可能エネルギーの利用促進	家庭用脱炭素化設備導入補助金交付件数（累計）	
	方針2	省エネルギー社会への転換	公共施設照明器具のLED化の割合	
	方針3	環境教育の推進	親子環境教室参加者数（累計）	
6-2 循環型社会の推進	方針1	計画的な施設整備の実施	最終処分量	
	方針2	ごみの減量化の推進	一人一日あたりのごみ排出量	
	方針3	ごみの再資源化の推進	リサイクル率	
6-3 豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進	方針1	あらゆる世代への緑化や自然環境に関する啓発及び活動支援の実施	ぐんま緑の県民基金事業数	
	方針2	生活排水対策の推進	汚水処理人口普及率	
	方針3	市民との協働等による快適な生活環境の保全	人口1万人あたりの生活環境に係る苦情件数	
7-1 互いに認め合う多文化共生の推進	方針1	生活者としての外国人が言葉、文化、習慣を学ぶ機会の充実	多文化共生事業の参加者数	
	方針2	外国人の就労先での日本語や生活習慣を学ぶ機会の創出	企業等関係機関と連携した多文化共生講座の参加者数	
	方針3	外国人が生活者として地域に参加できる環境づくり	多文化交流イベントの参加者数	

現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	指標の解説・算出方法など
1,869件	1,400件	犯罪の発生が認知された件数
526人	800人	「消費者トラブルに遭わないために」をテーマとした職員出前講座に参加した人数
7,345人	7,712人	子ども・小中学校・一般の交通安全教室参加人数
1,185件	1,066件	市内で発生した交通人身事故の件数
83.3%	100%	無作為訪問調査の対象世帯のうち住宅用火災報知器を設置している世帯の割合
90.7%	95.0%	消防団員の条例定数に対する消防団員の実員数の割合
4.8%	10.0%	心肺停止の傷病者のうちその場に居合わせた人による心肺蘇生法と救急隊の行う救急救命処置の実施で社会復帰できた人の割合
0件	太陽光発電設備 1,500件 蓄電池 1,500件 合計 3,000件	令和6年度から開始する家庭用脱炭素化設備導入補助金の延べ交付件数
39.6%	90.0%	市の公共施設のうちLED化が図られた施設の割合
77人	700人	親子で環境への意識・知識を高め、考える機会を設けることを目的に、市で開催する親子環境教室の延べ参加者数
8,859 t	7,138 t	1年間に埋立処分されたごみ量
917 g	889 g	市民1人から1日に排出されたごみの量
10.1%	13.0%	1年間に回収されたごみのうち、紙類、ビン、缶など資源として再利用できるごみの割合
3事業	6事業	ぐんま緑の県民税によって展開しているぐんま緑の県民基金事業の市内での実施数
70.3%	76.8%	污水处理施設を利用することができる市民の割合
24.0件	21.6件	人口1万人あたりの年間の生活環境に係る苦情件数
396人	430人	外国人向けに開催している言葉や生活習慣に関する講座等への参加者数
173人	190人	企業等関係機関と連携し開催している言葉や生活習慣に関する講座等への参加者数
2,566人	2,820人	多文化共生関連イベントへの参加者数

施策名	方針	方針名	指標名	
7-2 人権を尊重するまちづくりの推進	方針1	人権教育・啓発の推進	人権が尊重されていると思う市民の割合	
	方針2	男女共同参画の推進	市の審議会等における女性委員の割合	
7-3 協働まちづくりと地域活動の推進	方針1	地域コミュニティの充実	行政区長充足率	
	方針2	市民や市民活動団体が活発に活動できる環境づくり	絆の郷利用者数	
	方針3	都市間連携による地域力の向上	都市間連携事業数	
7-4 効率的かつ安定的な行財政経営の推進	方針1	多様化する市民ニーズに対応したサービスの提供	諸証明発行におけるマルチコピー機利用率	
	方針2	本市の特色を生かした人の流れの創出と安定した財政基盤の構築	経常収支比率	
	方針3	効率的な行財政経営を目的とした公共施設の適正管理	施設床面積の合計	

現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	指標の解説・算出方法など
76.8%	80%	各種講演会後のアンケート調査で「人権が尊重されている」と回答した人の割合
24.4%	30%	市民参加条例に定めた審議会、協議会、委員会等の委員総数のうち女性委員の割合
100%	100%	行政区の数に対する区長現員数の割合
81,918人	130,000人	絣の郷施設全体の利用者数
78事業	84事業	他市町村と連携している事業の数
22.7%	40.0%	証明書交付総件数（有料交付分）に対するマルチコピー機による交付件数の割合
93.9% (令和4年度)	95.0%未満	人件費・扶助費・公債費等の義務的性格の経常経費に地方税・普通交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているか示す比率。比率が高いほど財政構造に弾力性を失い、臨時の財政需要への対応が困難となる。
629,996㎡ (令和3年度)	629,996㎡以下	公共施設の適正規模に向けて、施設床面積の合計を指標として、現状値以下を目標とするもの